



J-CEF

日本シティズンシップ教育フォーラム

研究発表要旨集

シティズンシップ教育研究大会 2025

日時：2025 年 9 月 28 日（土）10:00～17:30

（任意参加のアフタートークは 18:30 まで）

会場：オンライン

主催：日本シティズンシップ教育フォーラム（J-CEF）



【第 1-1 分科会】

生徒参加実践における「生徒の声」の位置づけに関する研究

—X 高校三者協議会を事例として—

小澤莞介（筑波大学大学院）

1. 問題の所在と本発表の目的

こども基本法施行なども背景に、近年、子どもの参加や意見表明に関する機運が高まりつつある。そのなかで、生徒の参加権・意見表明権を保障する場として学校が果たす役割は大きく（勝野 2022）、学校経営・運営に生徒の声を取り入れることがかねてより求められている（下村 1991 ほか）。そのような中、日本では「開かれた学校づくり」の一環として、三者協議会をはじめとする、学校づくりに対する生徒の参加・意見表明に関する実践と研究が蓄積されてきた（浦野ほか 2021 など）。

その一方で、学校教育においては、生徒はもっぱら教育の対象・客体としての位置にとどまりやすい（岩永 2012）。しかし学校づくりにおいて、生徒（の声）が教育の対象・客体としてのみ位置づけられることは、生徒の声が「未熟なものとして劣位化され、十分な検討や応答がなされず、大人側の内省や学校・社会制度の問い直しの視点が希薄化」することにつながりかねない（古田 2024:p.53）。これまでの子ども・生徒参加に関する先行研究において、生徒を主体とした実践の重要性が折に触れて主張されてきたように（Hart1997=2000 ほか）、生徒を学校づくりの参加主体として位置づけることは、生徒の意見表明権保障のみならず、生徒の持つ固有の視点が学校改善やより良い学校づくりに繋がりうるという点で大きな意義がある。これまで日本で行われてきた学校における生徒参加の取り組みも、生徒を「学校づくりの主体者」（柳澤 2013）として位置づけることを志向したものであると言えるが、これらの実践において、本当に生徒（の声）は学校づくりの参加主体として位置づいているのだろうか。

以上の問題意識をふまえ本発表では、X 高校三者協議会を事例とし、生徒参加実践における「生徒の声」の位置づけの実態を明らかにすることを目的とする。そして、実践に内在する課題やその背景的要因を浮き彫りにし、生徒（の声）が学校づくりの参加主体として位置づけるための条件について考察する。

2. 調査概要

三者協議会とは、学校運営に関する事項を協議するために、教職員・生徒・保護者の三者（の代表）によって構成される合議組織である。ただし、これは日本の現行の教育制度内に明確に位置づけられたものではなく、一部の学校によっていわば「草の根」的に実践が展開されてきた。

X 高校は関東圏内に位置する私立高校であり（全校生徒約 900 人）、約 20 年にわたって三者協議会の取り組みを行ってきた。X 高校の三者協議会の大きな特徴のひとつが、毎年 11 月に行われる三者協議会に向けて、生徒・教員・保護者の三者が協議を行う場が何度も設けられている点である。三者協議会を設置している学校であっても、三者で議論を行うのは三者協議会の場のみにとどまり、事前準備は三者それぞれで行う場合が多い。それに対し X 高校では、三者の代表が月に 1 度ほど集まって三者協議会への準備を行う「運営会議（仮称）」をはじめ、生徒・教員・保護者が年間を通して議論する場が複数回設けられている点が特徴的である。

そして X 高校の三者協議会では、主に①学校生活の規定・身だしなみ規定に関すること、②授業づ

くりに関すること、③学校の施設・設備に関することなどが三者によって協議されており、三者協議会で議決された事項は基本的に学校運営に反映され実行に移されている。例えば数年前には、生徒からの要求をもとに「ツーブロック禁止」規定についての議論が始まり、最終的には三者の合意のもと規定の廃止が決定したという。

発表者は、X 高校の多大なるご協力のもと、2024 年 7 月から 11 月にかけてフィールド調査を実施させていただいた。そのなかで、三者協議会に関する X 高校の学校関連文書・資料の検討、教頭先生を含む 6 名の教職員への半構造化インタビュー、三者協議会に関する活動に中心に関わっている代表生徒を対象とした質問紙調査、三者協議会に関する活動の参与観察（計 7 回）を行った。

3. 事例分析の結果と考察

事例分析の結果、日本の学校における生徒参加の取組みには、生徒（の声）の位置づけという点で、以下 2 点の課題が内在している可能性が示唆された。第一に、仮に三者協議会のような実践を行っていたとしても、生徒（の声）が学校改善の主体ではなく教育の対象・客体としての位置に留まりうる点である。第二に、生徒の参加がロジャー・ハートの指摘する「操り参加」（Hart 1997=2000）のような形の取組みに陥る可能性がある点である。

当日の発表では、事例調査から得られたデータも示しながらこれらの課題について考察を深めるとともに、その背景にある社会的・構造的要因についても検討していく。

【主要参考文献】

岩永定（2012）「学校と家庭・地域の連携における子どもの位置」『日本教育経営学会紀要』第 54 号 pp.13-22

下村哲夫（1991）「教育経営における子どもの位置づけ」『日本教育経営学会紀要』第 33 号 pp.2-10

古田雄一（2024）「子どもの意見表明・参加をめぐる課題と展望—近年の制度的・政策的動向に焦点づけて—」『教育制度学研究』第 31 号 pp.49-63

Hart, R. A. (1997) Children's Participation: The Theory and Practice of Involving Young Citizens in Community Development and Environmental Care, Earthscan Publications. (=木下勇・田中治彦・南博文監修、IPA 日本支部訳（2000）『子どもの参画—コミュニティ作りと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社）

【第 1-1 分科会】

スウェーデンにおける外国生まれの若者の市民活動への参加に関する一考察 —若者同士や職員の関係性に着目して—

葉上千紘（大阪大学大学院）

1. 研究の背景と目的

スウェーデンは北欧諸国の中でも比較的移民受け入れに寛容な姿勢を示してきた背景がある。2025 年の外国生まれの市民は約 20%である（SCB 2025a）。本報告で着目するのは外国生まれの人々が多く暮らす地域である。新しくスウェーデンに到着した人々には基礎自治体（Kommun）から導入プログラム（Etableringsprogrammet）としてスウェーデン語講座（Svenska för invandrare）などが提供されており、スウェーデン社会での自立をサポートしている。しかし外国生まれの市民の失業率は 13.1%にのぼりスウェーデン生まれの市民よりも約 10%高い(SCB 2025b)。また学齢期にスウェーデンに到着した子ども・若者には学業面での困難も存在する。例えば外国で生まれ、義務教育 6 年生～9 年生でスウェーデンの学校に通い始めた生徒が義務教育卒業時点での成績基準を満たせる割合は 26.7%に止まる（SCB 2025c）。このような状況下、本研究で訪れた地域 X で暮らす外国生まれの若者も例外ではなく、不安定な家庭環境、言葉の壁、学校への適応などの困難に直面している若者が多く存在する。本研究では外国生まれの市民が多く暮らす地域における、若者の社会参加を後押しする市民団体の活動の意義を団体内での関係性に着目して明らかにする。

2. 研究の方法

本研究の調査対象は、スウェーデン中部にある自治体で、外国生まれの若者が多く暮らす地域 X で活動する市民団体 A の職員と若者を調査対象とする。市民団体 A は 2016 年に移民の母親の支援を開始した団体で、2022 年には 15 歳～20 代前半の外国生まれの若者を対象とする若者部を創設した。現在は木・金曜日の放課後と土曜日に料理やスポーツ、映画鑑賞、ダンスなどのレクリエーションを実施している。市民団体 A の職員は 5 人で、活動には概ね 5～20 人ほどの若者が集まる。若者の多くが地域 X に暮らしているが、往復 2 時間ほどかかる近隣の町から通っている若者もいる。報告者は 2025 年 4 月から市民団体 A でのボランティア活動を始め、若者たちや職員との信頼関係を構築した上で、同年 6 月から 8 月現在まで参与観察を実施した。調査期間中は若者たちと行動をともにしながら、活動内容や若者や職員の交流の様子をフィールドノートに記録した。今後は同団体の若者へのインタビュー調査も予定しており、本報告は参与観察のみに基づく暫定的な考察の結果を提示するものである。なお、本研究は大阪大学人間科学研究科・共生学系研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号：OUKS25010）。

3. 結果・考察

若者たちは団体への関与の方法により 2 つのグループに分かれていた。1 つ目のグループは任期付きの職員（以下、若者スタッフ）として団体に雇用されている若者約 20 人である。若者スタッフはシフト制で勤務しており、仕事内容は母親部、若者部の両方のレクリエーションの企画運営、地域イベントの運営等である。また市民団体 A は移民・難民の置かれている状況の改善を目指した政治的な活動も行なっているが、若者スタッフはこの活動で自身の経験をアクティブに発信している。もう一

つのグループは利用者として参加する若者たちである。この若者たちは自分が関心を持つ活動が開催されるときだけ参加し、参加の頻度も毎週1回～毎月1回まで様々である。ただ、任期つき職員でありながらも月に一回ほどしか顔を出さない若者も存在し、若者たち自身が参加の頻度を決められる仕組みとなっている。

若者同士、若者と職員との交流に注目すると、若者同士や若者と職員の関係性が若者たちの継続的な参加を支えていることが示唆された。この関係性を Honneth (1995) の Love (愛)・Recognition (承認)・Solidarity (連帯) を用いて分析すると、Love として「若者同士の友情」や「職員や若者同士での助け合い」が見られた。Recognition としては団体内で「過去の経験を話す／聞いてもらう場面」や「意見や努力を他の若者や職員に認めてもらえる場面」が挙げられる。Solidarity としては「外国生まれ」に加えて「差別等の困難を抱える」という共通点を基にした連帯も見られた。特に、政治的な活動の一環として移民・難民としての経験を発信する場面では、Love/recognition/solidarity の3点ともに強まる傾向があった。結果としては、この Love/recognition/solidarity にまたがる関係性によって若者たちの中に団体への帰属感や居場所としての価値が生まれ、継続的な活動への関与を動機づけていると考えられる。今後、計画しているインタビュー調査では、若者たち自身の視点を加えてさらに考察を深める予定である。

【参考文献】

- Honneth, A. (1995). The struggle for recognition: The moral grammar of social conflicts. Cambridge, Massachusetts: the MIT press.
- SCB(Statistiska centralbyrån、スウェーデン統計局) (2025a) Utrikes födda i Sverige. Retrieved August 26, 2025, from Statistiska centralbyrån Web site: <https://www.scb.se/hitta-statistik/sverige-i-siffror/manniskorna-i-sverige/utrikes-fodda-i-sverige/>
- (2025b) Arbetsmarknaden är fortsatt dämpad i januari 2025. Retrieved August 26, 2025, from Statistiska centralbyrån Web site: <https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/arbetsmarknad/utbud-av-arbetskraft/befolkningens-arbetsmarknadsstatus/pong/statistiknyhet/befolkningens-arbetsmarknadsstatus-januari-2025/>
- (2025c) Resultat av slutbetyg för elever som avslutat årskurs 9 läsåren 2019/20–2023/24 och fått eller skulle ha fått betyg enligt det mål- och kunskapsrelaterade betygssystemet. Retrieved August 26, 2025, from Skolverket Web site: https://sir.is.skolverket.se/siris/sitevision_doc.getFile?p_id=553212.

【第 1-1 分科会】

学校における校則見直しの進捗に影響を与える要因
—生徒の意見表明・意見反映との関連に着目して—

阿竹隼耶（認定 NPO 法人カタリバ）

古野香織（認定 NPO 法人カタリバ）

古田雄一（筑波大学）

背景および問題意識の所在

2022 年の『生徒指導提要』改訂や 2023 年の「こども基本法」施行など、近年、校則見直しに子どもの声を反映させるための制度的な後押しが進んでいる。校則見直し活動は、多様な意見や立場の人々に関わる中で、対話や民主主義を学ぶ市民性教育の機会となる（古田, 2022）。しかし、学校現場における校則見直しの進み具合には依然としてばらつきが見られ、その背景には、生徒間の関心の差や、教師の共通認識の不足、意見表明をしやすい学校風土の醸成などの課題があるとされている（古田, 2021; 宇田, 2024）。こうした背景を踏まえ、本研究では、校則見直しの進捗を規定しうる要因として、生徒の意見表明・反映のありように着目し、その影響を検証することを目的とする。

分析方法

本研究で検証する仮説は、「生徒の意見表明機会や意見反映の程度が、校則見直しの進み具合に影響を及ぼすのではないか？」というものである。そこで、認定 NPO 法人カタリバが実施する「みんなのルールメイキング」プロジェクトのパートナー校の生徒 124 名を対象に質問紙調査を実施した。生徒の「意見表明機会」および「意見反映」の程度の 2 つの因子を 5 段階の順序尺度として測定したほか、本研究では、「校則見直しの進み具合」を未着手、見直し中、改訂済みの 3 カテゴリに分類し、これを従属変数、前述の 2 因子を独立変数として多項ロジスティック回帰分析を実施した。また、定量分析の結果を深掘りするために、それぞれの設問に対する回答理由について自由記述のアンケートを取得し、分析を行なった。

結果および考察

分析の結果、意見表明機会と意見反映の程度の 2 つの因子はいずれも統計的に有意であり ($p < .05$)、特に「意見表明機会」が最も強い正の関連 ($OR = 5.97$) を持つことが明らかとなった。つまり、生徒が「意見を表明する場がある」という実感を持てる学校であるほど、校則見直しの段階がより進んでいる傾向にあることがわかった。これに対し、自由記述のデータから得られた結果として、校則見直しが進んでいる学校においては、「アンケートやワークショップの実施」「生徒会主催のトークイベント」「校則トーク会という企画」などが意見表明機会の実感として有効に作用している可能性があることがわかった。一方で、校則見直しが進んでいない学校では、「そもそも生徒は校則に関わるべきではない」といった前提の存在や、「聞くだけで何も変わらない」「変える仕組みがない」といった声も見られ、学校側の見直しに対する姿勢や制度設計の不十分さが課題として浮き彫りになった。

本研究では、交絡因子や交互作用についての検討を行っていない点に留意する必要があるものの、校則見直しのプロセスにおける「意見表明機会と意見反映の程度」の重要性は定量・定性いずれの分析結果からも裏付けられたと言える。学校における児童生徒の「意見表明の場」を形式的に設けるだ

けでなく、丁寧に耳を傾け、必要に応じて応答責任を果たすことが求められると同時に、校則見直しの取り組みを持続的に推進するためには、外部支援の活用や対話文化の醸成など、複合的な取り組みが求められる。

参考文献

宇田響 (2024)「児童会・生徒会活動での校則改定に関する意識と実態」『くらしき作陽大学研究紀要』, 57(2), 15-34.

認定特定非営利活動法人カタリバ. (2025). 『校則見直し、進む学校と進まない学校の間に「生徒の意見を聞く機会がある」という実感』.

<https://www.katariba.or.jp/news/2025/06/27/48452/>

古田雄一(2022)「生徒参加による対話的な校則見直しの市民性教育効果と課題—安田女子中学高等学校「ルールメイキングプロジェクト」の事例から—」『国際研究論叢：大阪国際大学紀要』, 35(3), 97-116.

古田雄一(2021)「教育経営における「生徒の声」の意義と課題 —近年の国際的動向の検討と考察をもとに—」『日本教育経営学会紀要』, 63, 19-34. https://doi.org/10.24493/jasea.63.0_19

文部科学省 (2022)『生徒指導提要』

【第 1-2 分科会】

市民アドボカシーによる「災害対策基本法等の一部を改正する法律案

(第 217 回国会閣法第 17 号) の成立」

—専門知による政治参加促進の教育への反映—

宮崎一徳（みんなの政策研究所）

2025 年の参議院選挙は、「SNS を利用した比較的結果が得られやすい「推し活」」として、インターネットポピュリズム（政治変革を目指す勢力が主にインターネットを使って固定的な支持基盤を超え、幅広く国民に直接訴える政治スタイル）が日本でも明確に表出したのではないかと考えられる。こうした「非日常」の「選挙」の変容に対し、シティズンシップ教育はどうあるべきか。小玉重夫は、『民主的社会をつくるシティズンシップ教育』の中で、文部科学省の 2015 年通知における「自分意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である」等を引用し、「インターネットポピュリズムを反知性主義として批判する前に、そこにはらまれている知性の解放のモニュメントを救い出していくことが、デジタル・シティズンシップ教育にとっての課題となるだろう。」としている。「批判的思考」、「クリティカル・シンキング」の教育を深めていくことが必要ということだろう。

小玉が紹介している宇野常寛『遅いインターネット』（幻冬舎文庫、2023 年）では、インターネットの「良質な情報はサブスクリプションの有料サービスに、信頼性の高いコミュニティはオンラインサロンに閉じる動きが活発だ」、「コミュニティの再編は言論の流通による世論形成よりもより深いレベルで政治を変えるポテンシャルを秘めている」とし、「こうして生まれたあたらしい日本人たちの団体によるロビイングや陳情を中心とした政治活動」に期待するとしている（71-72 頁）。更に、vTaiwan などにも言及している。

「批判的思考」の教育、そしてこれらロビイングや陳情、オンラインプラットフォームに共通なものとは何か。それは専門知を有する者による社会参画、政治参加の促進ということではなかろうか。それぞれの内容を分析し、そうした要素を示したい。

ロビイング等の「社会を市民が動かす」実態を教育にフィードバックすることも、応答性の観点から重要と考える。第 12 回シティズンシップ教育フォーラムで「市民が法律や制度をどう作ったのか？」として米山廣明氏（一般社団法人全国フードバンク推進協議会 代表理事）に、食品ロス削減推進法の成立過程について語ってもらったということもある。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の成立過程でも、市民と専門知の繋がりが見られる。「3.11 から未来の災害復興制度を提案する会」代表の阿部智幸氏は、フードバンク岩手の所属で、米山氏の成功したアドボカシーの経緯を承知。米山氏も所属する市民アドボカシー連盟の関口宏聡氏らのロジの専門知の支援を受ける。そして菅野拓氏は、大阪公立大学大学院准教授。困窮者支援や災害対策の研究者でもあり、サブの専門知である。

人々は、意識と自己研鑽で、政治参加に能動的な市民となることもあり得るが、「非日常」の「選挙」の変容が明確に表出する中では、「日常」の「政治参加」について、専門知との連携の中での着実な促進をしていくことが今こそ求められているのではなかろうか。

第 13 回シティズンシップ教育フォーラムの中でも、現代の政治動向から求められる政治的素養が扱われる予定であり、そこに向けての議論を深める機会ともしたい。

【第 1-2 分科会】

学生団体を「小さな公共」として位置づけた伴走支援 ープロセスコンサルテーションの視点からー

白川陽一（名城大学社会連携センター）

大学の課外活動は、余暇やキャリア準備だけでなく、学生が公共的課題に向き合うインフォーマル教育の場として再評価されている。池田(2021)は正課外活動が汎用的技能を伸ばす契機となる一方、研究は萌芽段階にあると指摘し、学習過程の精緻な検討を課題に挙げた。国内レビューでは、大学のシティズンシップ教育実践の多くが課題解決型やボランティア中心で、即効的・実用的観点が強いと指摘する（吉田ほか, 2023）。本報告はこの文脈のもと、学生団体を「民主主義の縮図＝小さな公共」と捉え、その内部の合意形成・自治・説明責任というプロセスに焦点を当てる。

本発表は、大学職員である筆者の伴走実践を、シャイン(1999)のプロセスコンサルテーション(PC)の枠組みで整理する。PC(シャイン, 1999)は助言者が答えを与えるのではなく、主体が自力で課題に気づき解決できるよう「やり方」に働きかける支援である。筆者はこれまで大学職員として、学生団体に対し、①方針づくりの対話の設計を援助し、納得的合意を後押しすること、②会議中の発言偏在や手続きの曖昧さを観察し、メタ的フィードバックを行って自発的な手続き修正を促すこと、③団体運営や統治の仕組みを構築し、団体内の役割や引継ぎ、組織構造、ルールの継承を学生主体で運用できるように伴走する、という三つの支援を行ってきた。これらは成果物ではなく「進め方」そのものを学習対象に据える点でユニークであると考えられる。

既存研究は地域連携型の体験学習や授業外活動が市民性を高める契機となることを示してきたが、学生団体内部の熟議・自治・説明責任を体系的に扱った例は少ない。本発表は、PC的伴走が「合意形成の手法」「自己統治の経験」「公共性への責任」をもたらし、シティズンシップの諸能力を統合的に発達させる可能性を実践報告として示す。

参考文献

池田めぐみ(2021)「正課外活動の教育効果と今後の研究課題」『工学教育』69(1), 5-12

Schein, E. H. (1999). Process consultation revisited: Building the helping relationship. Addison-Wesley Publishing. (シャイン, E. H., 稲葉元吉・尾川丈一(訳) (2002). プロセス・コンサルテーション: 援助関係を築くこと 白桃書房)

吉田寛・岩佐卓哉・坂本佳鶴ほか(2023)「日本におけるシティズンシップ教育の実践事例と研究の動向」『シティズンシップ教育研究』1, 69-88

【第 1-2 分科会】

地域福祉実践における福祉教育の価値を再考する ーライツ・ベース・アプローチによる実践についてー

西村洋己（兵庫県立大学大学院・岡山県社会福祉協議会）

1 研究目的

本研究の目的は、地域共生社会の実現に向けて、住民主体による地域福祉を推進していくための福祉教育の価値を「ライツ・ベース・アプローチ」の視点から問い直し、社会的排除や差別、偏見に対して有効なあり方を考察することである。

本研究の構造は、先行研究を元に、必要な概念を整理して、それらを取り入れた先行実践を研究し、社会的排除、偏見に対して有効な方法論を提示していくものである。

研究の核となる考え方

- ・ライツ・ベース・アプローチ・・・権利を基盤としたアプローチ

関連する主要キーワード

- ・社会モデル、能力主義、対話（異なる価値観を持つ他者との対話）、人権

2 研究の方法

筆者が研究を行う上で情報収集した文献、県社協職員としての福祉教育実践及び実践者に対するインタビュー調査を踏まえ、ライツ・ベース・アプローチの視点から福祉教育を再検討する。

3 仮説

- ・ライツ・ベース・アプローチに基づく権利を基盤とした福祉教育が、社会的排除に対して有効な福祉教育として機能するのではないか、社会変革につながるのではないか。
 - ・疑似体験など福祉教育の基本の考え方が、「個人モデル」であり、「社会モデル」を基盤としていないそのため、障害を差別や不平等排除や参加の制約として起こっている課題として見抜く視点、私たちの社会や環境を障害という点から分析する視点が不足。つまり、構造的な問題を見抜く視点を持たないままの実践になっている。
 - ・障害者をはじめとする、多くの人が抱える生きづらさを生む社会の問題とは「能力主義」的な価値観である
 - ・問題をニーズとして捉えており、権利の侵害として捉えられていない
 - ・方法が一方的な教え込みであり、対話に基づく価値の合意形成になっていない
- 上記の点を踏まえ、発表を行う。

4 主な参考文献

- ・飯野由里子・星加良司・西倉実季（2022）『「社会」を扱う新たなモードー「障害の社会モデル」の使い方』生活書院
- ・桜井智恵子（2021）『教育は社会をどう変えたのかー個人化をもたらすりベラリズムの暴力』明石書店

- ・ 勅使川原真衣 (2022) 『「能力」の生きづらさをほぐす』 どんく社
- ・ 池田賢市 (2021) 『学びの本質を解きほぐす』 新泉社・原田正樹 (2014) 『地域福祉の基盤づくりー推進主体の形成』 中央法規出版
- ・ 両角達平 (2021) 『若者からはじまる民主主義』 萌文社
- ・ 竹端寛 (2018) 『「当たり前」をひっくり返すーバザーリア・ニィリエ・フレイレが奏でた「革命」』 現代書館
- ・ 竹端寛 (2023) 『ケアしケアされ、生きていく』 ちくまプリマー新書
- ・ 中野民夫 (2017) 『学び合う場の作り方ー本当の学びへのファシリテーション』 岩波書店
- ・ 西川正 (2017) 『あそびの生まれる場所「お客様」時代の公共マネジメント』 ころから
- ・ コミュニティ・デザイン論研究会 (2016) 『「コミュニティ・デザイン論研究」読本』 CEL
- ・ 川島聡 (2023) 「二つの「障害モデル」をめぐって」『季刊福祉労働』 175, p24-35.現代書館
- ・ 角岡 伸彦 (2010) 「カニは横に歩く 自立障害者たちの半世紀」 講談社
- ・ 藤田早苗 (2022) 「武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別」 集英社新書
- ・ 松波めぐみ (2024) 「社会モデルで考える」ためのレッスン」 生活書院
- ・ 久野研二、中西由紀子 (2004) 「リハビリテーション国際協力入門」 三輪書店
- ・ 久野研二 (2018) 「社会の障害をみつけよう 一人ひとりが主役の障害平等研修」 現代書館
- ・ Jlm Efe (2022) 「HUMAN RIGHTS &SOCIALWORK」 Cambridge University Press
- ・ 土井香苗 (2024) 『日本に「人権省」の設立を！』 機関誌『フィランソロピー』.2024 年 4 月号
- ・ 一木玲子 (2024) 「イタリアのインクルーシブ教育①」『月刊福祉』.2024 年 10 月号.p92-95
- ・ 独立行政法人国際協力機構企画部 (2014) 「Rights Based Approach とは」
- ・ 国民教育文化相互研究所 道德教育・人権教育研究委員会 (2014) 『これからの道德教育・人権教育ー「思いやり・優しさ」教育を超えてー』 (株) アドバンテージサーバー
- ・ 岩城 和志 (2016) 「小規模過疎集落群における住民主体による組織化の過程ー淡路市山田地区の交通空白地問題の取り組みー」『地域福祉実践研究』 7 巻 p. 32-
- ・ 山西優二 (2024) 『「学校を含む地域での学びづくり」の試みと課題 多様な学びづくりから文化づくりに向けてー逗子市社協「福祉教育チーム」の 20 年間の活動から浮かび上がってきていること①』 .日本福祉教育・ボランティア学習学会第 30 回 とうきょう大会報告要旨集
- ・ 京都府社会福祉協議会 (2015) 『ICF 視点での福祉教育実践を展開していくためにー福祉教育実践講座』
- ・ 長野県社会福祉協議会 (2020) 『福祉教育のススメ』 監修 原田正樹
- ・ 原田正樹 (2022) 「福祉教育推進員養成研修テキスト」 全国社会福祉協議会

【第 1-3 分科会】

外国にルーツを持つ子どもに対するグローバル・シティズンシップ教育の方法に関する研究の構想
—韓国的小学校における実践を手がかりにして—

小西裕美（岡山大学大学院）

I. 研究の目的

本研究は、外国にルーツを持つ子どもに対して、現在生活している社会に適応するだけでなく、グローバル市民として資質育成を目指した教育を行うことの意義とその原理、そして実践の方法を説明しようとするものである。現在、日本においては、外国にルーツを持つ子どもへの対応が学校教育の喫緊の課題となる一方で、そのような子どもに対する教育支援は、日本語の指導に留まる場合が多く、市民性育成が十分に行われているとは言い難い。しかし、そのような子どもが日本社会の一員となるための市民性育成が必要であることは言うまでもないが、それだけではなく、日本の子どもたちと同様にグローバル市民として活躍できる資質を、外国にルーツを持つ子どもたちにも育成する必要がある。そして、そのことは、その子たちと一緒に学ぶ日本人の子どもにとってもグローバル市民としての学びを得る機会となるはずである。

実際、グローバル・シティズンシップ教育が日本よりも広がり、活発に実践されている韓国では、そのような取組がなされている。

II. 研究の方法

本研究では、第一に、仁川の小学校で六年生を担当している先生に聞き取り調査を行う。この教師は、多文化教育とグローバル市民教育の研究・実践をしており、日本における外国にルーツを持つ子どもたちにあたる「移住背景学生」に学校のカリキュラムと並行して、グローバル市民教育を実践している。聞き取り調査では、どのような教育がなされているのか、なぜ韓国人ではなく移住背景学生に世界市民教育を実践しているのかなど、韓国の現状と取り組み、国際的な一面を明らかにする。

III. 韓国的小学校における GCED の実践例

韓国的小学校では、外国語教育を通じてグローバル市民としての資質育成を目指す教育実践が進められている。国家教育課程に基づき、学年別水準に応じたオーダーメイド型の英語教育を展開し、AI教材やプロジェクト学習などを活用した参加型授業が行われている。また、第2外国語教育と文化教育を並行し、多文化理解を促進する取り組みも見られる。仁川市では、移住背景学生を対象にした多言語教育や放課後プログラムを通じて、言語能力と市民性の両面から支援が行われており、GCEDの実践モデルとして注目される。

【第 1-3 分科会】

外国につながる青少年等の支援団体の管理職の認識に関する探索的検討

ーアメリカ合衆国の支援団体を事例としてー

坂口（山田）有芸（摂南大学）

多様な背景や経験をもつ外国につながる青少年については、その個別具体的なニーズに応えるためにこれまで様々な教育・支援が検討されてきた。そのような実践を行う重要な活動主体の一つとして、支援団体が挙げられる。本発表では、構想段階にある研究として、上述のような支援団体による活動が活発に行われているアメリカ合衆国において、同団体の管理職がどのような認識を持ちながら活動に携わっているのかを探索的に明らかにすることを目的とする。そこでは、管理職による団体の活動ならびに他のスタッフとの関係に関する認識に着目することを通して、支援団体の対内・対外活動において重視されている点を明示することをねらいとする。先行研究においては、いかなる組織（職場）でも生産的な活動が行われるために、心理的に安全な環境が設定されている必要があり、グループやチームのリーダー（管理職）にはその基盤づくりを担うという役割があることが指摘されてきた (Edmondson, 2018 野津 2021)。本発表では、そのような指摘を踏まえつつ、上述の支援団体における管理職の認識の特徴を探索する。

調査方法は、外国につながる青少年等に対する教育・支援を行っているアメリカ合衆国の支援団体の管理職に対するインタビュー調査である。調査内容は、管理職としての経験や課題認識等である。分析にあたっては、調査協力者の語りにおいて共通あるいは類似した語りに焦点をあて、内容別に整理した。

これまでの分析の結果、支援団体の管理職は、外国につながる青少年等の多様なニーズに応えるために、行われる教育・支援の多様性の確保を重視し、そのための工夫や配慮をしていることがうかがえた。また、他のスタッフとの関係においては、対話を重視し、変化し続ける外国につながる青少年等をめぐる状況に対応することと同時に、スタッフ自身の生活を尊重することを目指している様子がうかがえた。

参考文献

Edmondson, E.C. (2018). The fearless organization: Creating psychological safety in the workplace for learning, innovation, and growth. Wiley. (エドモンドソン, E. C. 野津智子 (訳) (2021). 恐れのない組織——「心理的安全性」が学習・イノベーション・成長をもたらす 英治出版)

本発表は、日本学術振興会令和5年度科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）ならびに令和7年度科学研究費助成事業（若手研究）の助成を受けたものである。

【第 1-3 分科会】

言語的文化的に多様な子どもとの接続を図る教師の行為 — 民主的文化のためのコンピテンシー参照枠を手がかりに —

細野花莉（広島大学大学院）

1. 問題の所在と本研究の目的

本研究の目的は、声かけや関わりといった教師の行為の中に、言語的文化的に多様な子どもたちの社会との接続を生み出す視点がどのように埋め込まれているのかを明らかにすることである。シティズンシップ教育研究の領域においては、グローバル時代におけるシティズンシップの涵養を目指した授業実践やプロジェクトの事例が蓄積されている。外国につながる子どもの教育研究においても、子どもたちが社会で市民として生きていくことを見据えた教育の必要性は論じられてきた。しかし具体的な事例や実践は、キャリア教育（青木、2023 など）やアイデンティティ論（川上、2021 など）として共有されることが多く、学校という場で、めざす市民像を見据える教師の教育的意図に着目する視点は弱かった。この点で、明確な目標のもとで「授業」「プロジェクト」「学校づくり」という形で実践を構想、蓄積してきたシティズンシップ教育研究とは乖離がある。自らの言語や文化を生かし社会の一員として生きる主体を育てる上で、外国につながる子どもの教育研究とシティズンシップ教育研究の両者の接続は重要である。

両者の接続の難しさの背景の一つには、外国につながる子どもの受け入れを模索する学校の状況があると考えられる。外国につながる子どもの受け入れの蓄積が少ない地域の学校は、目前の対応に追われ、計画的・設計的な実践を行うことは困難であることが多い。特に日本語教室は、学校内でも周辺の位置になりやすく、かつ流動的な場である。しかし、「シティズンシップ教育の実践」を謳っていないくとも、教師は、子どもたちが自らの言語的文化的な多様性を生かしながら他者と関わる主体として成長することを見据えた働きかけを行い、教育的価値を生み出していると考えられる。

そこで本研究では、以下の問いを明らかにする。RQ1：言語的文化的に多様な子どもたちに対する教師の働きかけには、子どもたちと社会との接続を生み出そうとする視点がどのように埋め込まれているのか？ RQ2：どのような点については働きかけがなされている／いないのか？それはなぜか？

2. 理論的枠組みとしての民主的文化のためのコンピテンシー参照枠

教師の行為の中に埋め込まれている、社会との接続を生み出そうとする意図を見とるための枠組みとして、欧州評議会（2018）が開発した「民主的文化のためのコンピテンシー参照枠（Reference Framework of Competences for Democratic Culture, 以下 RFCDC）」を用いる。言語や文化が多様化する欧州社会の統合を目指して開発されたもので、他者との対話を通して民主的な社会を担うために重要な 20 のコンピテンシーを示したものである。本研究ではディスクリプターを達成したか否かを見とるのではなく、教師の「意図」の方向性を捉えるための観点として用いる。

3. 調査の方法

データは、東広島市の小学校の日本語教室での参与観察の記録と、日本語指導担当教員 2 名へのインタビューの逐語録である。筆者は週に 1 回程度支援の補助に関わっており、支援をしながら様子を観察した。インタビューでは、参与観察で見られた教師の行為や普段の関わりのエピソードを提示し

ながらその意図や迷い等を尋ねた。分析はNvivoを用いたKJ法で行った。まず教師の行為や意図等に着目したオープンコーディングを行った。その後、教師の行為や意図の中に入り込んでいる／いない視点の全体的な傾向を明らかにするため、コードをRFCDCのコンピテンシー群と照らし合わせて分類した。

4. 調査から見えたこと—教師の行為が生み出す社会との接続

教師の行為には「自己効力感」や「尊重」、「共感」といった態度面や言語面のスキル等の、社会につながる力を伸ばす視点が多く入り込んでいた。一方、「分析的・批判的思考のスキル」や「体系的な知識と批判的な理解」の育成にあたるような働きかけはあまり見られなかった。教師自身、働きかけを行うことにポジショ的な限界性を感じつつ、児童や他の教師の存在、環境を生かすことで、限界性を乗り越えようとする部分もあった。

5. 考察と展望—社会との接続を生む教師の行為の意義と要素還元的な分析の限界性

シティズンシップの育成をめざして構成された授業やプロジェクトという形でなくとも、言語的・文化的に多様な子どもたちに対する教師の働きかけには、子どもたちと社会の接続を生み出そうとする視点が入り込んでいることが明らかになった。教師の日々の授業内外での関わりが、子どもたちの社会との接続を生み出す契機になりうるといえる。

本研究では、日々の声かけ、関わりの中に入り込む視点は、態度の面に関わるものが多く、知識・理解の面や思考の面については入り込みにくいことが結果として示された。

ただし、このように要素に還元して実践を分析することによって、偶発的、間接的に生まれる価値については見落とされている可能性がある。要素還元的な見方を乗り越える視点として、要素が互いに作用し合い生成変化するネットワークとして実践を見る異種混濁性の概念などは参考になる。今後はこうした視点を用いてさらに検討していきたい。

参考文献

- 青木由香 (2023) 「外国ルーツ青少年の声とライフコース—外国人散在地域で活動する市民団体の歩みから—」『子どもの日本語教育研究』6, 40-63.
- 川上郁雄 (2021) 『「移動する子ども」学』くろしお出版.
- Council of Europe (2018) The reference Framework Competence for Democratic Culture Volume 1: Context, concepts and model. (最終閲覧日: 2025/08/30) .

【第 1-4 分科会】

少年院における法務教官の教育観に関する研究 —法務教官の生活史に着目して—

橋本幸弥（岡山大学大学院）

学校教育において生徒が主体的に学ぶことを促すのに重要な存在として教師があげられる。教師になるためには教員免許の取得が要件としてあるが、教師が授業づくりを行う際には教員免許を取得する過程で学んだこと以外にも、教師自身がこれまで経験してきたことや想いが授業づくりに影響している。教師の教育観に関しては村井大介の研究があげられる¹⁾。村井は、「これまでの授業に関する論文では教師の生活世界に関する論文が捨象されてきた」²⁾ことや「研究対象である授業がどのような背景を持った何者による実践であるかということをとわれることはない」³⁾と指摘している。この点について少年院に勤務する法務教官においても同様のことがいえるだろう。また、少年院で指導を行う法務教官は教員免許取得を要件としないため、その指導には教師以上にこれまで経験してきたことや想いが指導に影響しているのではないかと推察する。

少年院の教官の教科指導に関しては、大江将貴による研究がある⁴⁾。大江は、法務教官歴約 30 年の方にインタビューを行い、その語りから、法務教官がどのような教科指導を行っているかを明らかにしている。しかし、大江の研究からは、少年院における教育の方向性を示すものではあるもの法務教官の教育観や想いについては言及されていない。

そこで本研究では、以上のようなことを踏まえ法務教官の教育観はどのようなもので、どのようにして形成されていったのかについて明らかにする。

今回の発表では、1 名の法務教官に行ったインタビューについて報告し、そこから少年院においてどのような少年を育成しようとしているかについて考察する。そのことから、法務教官自身も自身の教育観がどのように築かれていったのか、高井良が指摘している「アイデンティティを模索する対話的实践」⁵⁾になることが期待できよう。

そして、法務教官の教育観を明らかにすることで、今後の少年院教育の発展に寄与することができるのではないかと。

【注】

- 1) 村井大介 (2014) 「ライフストーリーの中で教師は授業を如何に語るか—教師の授業観からみた社会科教育研究の課題—」、『社会科教育研究』日本社会科教育学会、121 号、pp14-27.
- 2) 前掲論文、p14.
- 3) 前掲論文、p14.
- 4) 大江将貴 (2022) 「少年院における処遇と出院時の困難—教科指導に着目して—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 68 号、pp.205-218
- 5) 高井良健一 . (1996) 「教師のライフヒストリー研究方法論の新たな方向—ライフストーリー—解釈の正当化論理に着目して—」、『学校教育研究』、11 巻、p72

【第 1-4 分科会】

シティズンシップを支える教師のポジショナリティ —小学校における実践事例を通して—

大熊英敬（元・東京学芸大学教職大学院）

本研究では、小学校における実践事例を通して、シティズンシップを支える教師のポジショナリティを明らかにすることを目的としている。

まず始めに、先行研究を通じてシティズンシップの概念を概観し、本研究におけるシティズンシップを「自分が社会の一員であることを認識し、自分の責任に基づき、社会に能動的に関わろうとする力」と定義した。

次に、シティズンシップ教育実践として行われてきた社会科や総合的な学習の時間を中心とした実践を検討し、その中での有効だと考えられる教育実践と課題を明らかにした。課題としては、現場での教材開発や単元構成の時間的・労力的コストの不足や、シティズンシップ教育が日本の文脈に合致していない点が挙げられた。これに対し、教師のポジショナリティに焦点を当てることで、こうした課題を解決できると考えた。

実践事例を分析する視点として、シティズンシップを①社会の一員としての認識、②社会的責任、③能動的参加の三つの視点を設定し、筆者が行った授業実践を通じて児童のシティズンシップの変容を分析した。その結果、児童は関わり合う学習活動を通じて、社会の一員としての認識や社会的責任の自覚を持ち、能動的参加を行うなどの変容が見られた。

児童のシティズンシップが変容した要因について、筆者が実践時に行ったオートエスノグラフィーの分析を通して、著者がこれまでの経験から〈公立小学校教員としての私〉、所属する〈一宮小学校の教科担任としての私〉、〈シティズンシップ教育実践者としての私〉などポジショナリティの揺らぎの中で、児童の実態との試行錯誤を通して、〈シティズンシップ教育実践者としての私〉へと変容したことが明らかとなった。また、本研究において児童のシティズンシップを育むために有効だと考えられる概念として、授業実践当初に見られたような自分の願いを持っていること、そうした願いに対して、児童の考え方や行動を見取りや自分の実践への批判的な内省を、授業実践の中で往還しながら捉えることが必要だと考えられた。

〈参考文献〉

- ・柴山真琴(2006)『子どもエスノグラフィー入門 技法の基礎から活用まで』新曜社
- ・堀本麻由子(2021)「シティズンシップ教育における教師の役割の検討 —パブリック・アチーブメントによる教職科目に着目して—」
- ・バーナード・クリック（関口正司他訳）（2011）『シティズンシップ教育論 政治哲学と市民』法政大学出版局 pp.18-21
- ・藤原孝章（2008）「日本におけるシティズンシップ教育の可能性」『同志社女子大学 学術研究年報』第 59 巻
- ・嶺井明子（編著）（2007）『世界のシティズンシップ教育-グローバル時代の国民/市民形成-』東信堂
- ・水山光春（2010）「日本におけるシティズンシップ教育実践の動向と課題」『京都教育大学教育実践研究紀要』第 10 号

- ・望月一枝(2009)「家庭科におけるシティズンシップ教育と教師のポジショナリティ-高校「家族・家庭」授業のディスコース分析を中心に-」

【第 1-4 分科会】

イタリアの中等教育におけるシティズンシップ教育の目標に関する研究の構想 —教師に対するアンケート調査を手段として—

チョウ・バイ（岡山大学大学院）

1. 研究目的

本研究は、2019 年教育改革法施行後、移民比率の高いイタリア北部の中等教育におけるシティズンシップ教育の実施状況を明らかにすることを目的とする。特に、教師の見解を通じて「帰属感」と「市民性」の扱い方や、多様化する生徒背景に対する包摂的市民性構築の可能性を考察する。

2. 研究背景

近年、イタリアでは、外国人居住者が増加し、2024 年時点で人口の約 9%にあたる 530 万人を超え、その多くが EU 域外出身である（CNEL.2024）。特に北部地域に集中し、学校教育にも影響を与えている。2022-2023 年度には外国人生徒が全国の 11.2%を占め、多様な文化的かつ言語的背景を持つ生徒が教育現場に多数在籍している（Cinformi.2024）。この状況を踏まえ、市民性や帰属感をめぐる議論が高まり、2019 年には市民教育を義務づける法律第 92 号が制定され、憲法、持続可能性、デジタル市民性を中心とする教育改革が進められた。しかし、地域差や移民比率の高い学校における実践上の課題が指摘されている。国際的には、Osler と Starkey（2005）が提唱する包摂的シティズンシップが注目され、法的資格を超えた帰属感の重要性が強調されている。彼らは人権を普遍的価値と捉え、異文化間の対話を通じた共有可能な基盤として位置づけている。また、Osler と Vincent（2002）は、人権を媒介にローカルからグローバルに至る多層的な連帯感の必要性を論じている。こうした理論的枠組みは、ナショナルな同質性に基づく市民性が排除を再生産し得る危険性に対抗するものとして意義を持つ。

先行研究では、英国や北欧を中心に教師の解釈や実践に注目した質的研究が進められてきた。しかし、イタリアを対象とした研究は、シティズンシップ教育における政策側面やカリキュラムに関する議論が中心であり、教師個人の語りや実践経験に基づく分析は十分に蓄積されていない。本研究は、イタリア北部の中等教育教師を対象にしたアンケート調査を通じ、教師が多文化的現実の中で市民性をどのように理解し、教育実践に反映させているかを明らかにし、政策と現場の接続や乖離を検討することに独自性を持つ。

3. 研究方法と対象

本研究では、移民や難民の背景をもつ生徒が一定数在籍するイタリア北部の中等教育機関において、約 50 名の教員を対象にアンケート調査を実施する。調査では、教師の市民性理解、教育実践に関する自由記述質問を設定する。具体的には「市民性を授業でどのように扱っているか」「多文化背景の生徒に帰属感を育む工夫」などを尋ねる。収集した自由記述データは、Braun & Clarke（2006）に基づくテーマ分析を用いてコード化し、教師の理解や実践に関わる主要テーマを抽出し、分類する。

4. 期待される成果

本研究は、ナショナルな同質性に基づく市民性の枠組みから、多元的かつ包摂的な市民性への転換可能性を検討し、教育政策と現場実践の接続点や乖離を明らかにすることを目的とする。また、Osler & Starkey (2005) の理論とイタリアの文脈との比較を通じ、国際理論の現地適用や再解釈の可能性、さらにイタリア特有の課題が理論的議論に与える示唆を明らかにする点に学術的意義がある。これらの成果は、今後のシティズンシップ教育研究や教育実践の発展に寄与することが期待される。

参考文献

- Braun, V., & Clarke, V. (2006). Using thematic analysis in psychology. *Qualitative Research in Psychology*, 3(2), 77–101. <https://doi.org/10.1191/1478088706qp063oa>
- Cinformi. (2024). *Oltre 914mila alunni stranieri nelle scuole italiane, più dell'11% del totale*. <https://www.cinformi.it/Comunicazione/Notizie/Oltre-914mila-alunni-stranieri-nelle-scuole-italiane-piu-dell-11-del-totale> (2025 年 08 月 24 日閲覧)
- Consiglio Nazionale dell'Economia e del Lavoro (CNEL). (2024). Presentato Rapporto CNEL *"Cittadini Stranieri in Italia"*. CNEL Digital Library. <https://www.cnel.it/Comunicazione-eStampa/Eventi/ArtMID/703/ArticleID/4645/PRESENTATO-RAPPORTO-CNEL-CITTADINI-STRANIERI-IN-ITALIA> (2025 年 08 月 22 日閲覧)
- Osler, A., & Starkey, H. (2005). *Changing citizenship: Democracy and inclusion in education*. Open University Press. (清田夏代・関芽訳『シティズンシップと教育—変容する世界と市民性』、勁草書房).
- Osler, A., & Vincent, K. (2002). *Citizenship and the Challenge of Global Education*. Trentham Books.

【第 1-5 分科会】

Scratch による主権者教育ゲームの試作

内田保雄・小野創太・雑賀智子（宮崎産業経営大学）

藤本将人・坂本真人・小林博典（宮崎大学）

1. はじめに

18 歳選挙権の実現（2016 年）以降も若年層の投票率は依然として低迷しており、政治的リテラシーや社会参加意欲の向上が喫緊の課題である（小玉、2021）。デジタル庁ほか(2025) では、学校教育と選挙管理委員会、地域協議会等の連携による参加・体験型学習の充実が提言されており、模擬投票や子ども議会などの体験的取組みの普及が必要とされている。また、2030 年頃の改訂が見込まれる次期学習指導要領では、教育 DX の推進とともに、児童生徒が主体的に問いを立て、多様なメディア・ツールを活用して学ぶ「学びの再構築」が掲げられることが予想される。こうした背景を踏まえ、本研究では中学生を対象とした主権者教育（選挙啓発）ゲームを Scratch で試作し、教材テンプレートとしての汎用性と教育的効果を検討する。

2. 主権者教育の理念と課題

主権者教育は、社会や政治の課題を自らの問題として捉え、考え、判断し、行動する力を育むことを目的とする、とされている（総務省、2011）。

しかしながら、現状では、若年層の政治参加意欲の低さ、授業時間やカリキュラム上の制約、模擬投票や体験型活動の不足、学習成果を社会的資質・能力として説明する必要性などが課題として指摘されている。これらの課題を克服するためには、従来の知識伝達型授業に加えて、主体的・対話的で深い学びを実現するための教材や方法の開発が不可欠である。

3. Scratch によるテンプレート型教材の適合性

Scratch は、スプライトや背景、変数、条件分岐といった構造を視覚的に操作できるビジュアルプログラミング環境であり、教材のテンプレート化に非常に適している。テンプレート型教材とは、基本構造を保持しながら、学習内容に応じて容易に差し替えが可能な教材形式を指し、その再利用性や編集容易性、共有の効率性は高い評価を得ている（Scratch Foundation、2024）。

Scratch を活用すれば、学習者や教員は容易に教材内容をカスタマイズできるため、参加型学習を促進し、協働的な学びを支援することができる。また、試行錯誤を通じた学習を短いサイクルで繰り返すことが可能であり、オンライン共有やローカル利用にも柔軟に対応できる。このような特徴は、政治的中立性や多様な視点の尊重を前提とする主権者教育において、学習者の主体性を引き出すのに有効である。

4. 試作ゲーム「せんきょ学習ゲーム ～無限すごろく～」

本研究で試作した「せんきょ学習ゲーム ～無限すごろく～」は、すごろく形式の盤面を進みながら、到達したマスに応じてクイズやミッションが提示される構造を採用している。クイズでは、地域の話題や選挙制度等に関する三択問題を出題し、ミッションでは「家族に選挙のことを聞く」「地

域の課題を調べる」といった、現実世界での行動を促す課題を提示し、学習者がゲーム外での社会的活動を体験できるようにしている。

また、サイコロの目やイベント発生にはランダム性を取り入れ、協力型または対戦型の選択を可能とすることで、学習者の関心を持続させる工夫を行った。問題文やミッション内容、盤面デザインはJSON やリスト形式で外部から差し替えられるよう設計しており、他地域版や他校種版への容易な展開が可能である。このようにして、ゲーム自体を汎用的な教材テンプレートとして位置づけた。

5. 教育的効果と考察

本ゲームは、主権者教育の目的である知識の習得、態度の涵養、行動意欲の喚起という三つの要素を有機的に結びつける設計となっている。クイズによって選挙制度や地域の情報を学習し、ミッションによって家族や地域との対話を促進し、社会参画意識を高める。さらに、ゲーム外活動を通じて実社会との接続を経験することにより、行動意欲の向上が期待される。

6. まとめ

Scratch によるテンプレート型主権者教育ゲームは、次期学習指導要領の理念に適合し、政治的リテラシーの向上と社会参画意欲の醸成に資する教材として有効であると想定される。特に、クイズとリアルワールド接続型ミッションの組み合わせは、知識と行動を往還させる学習サイクルを形成し、持続的な関心の維持に寄与する。今後は、授業実践における効果測定や他地域・他校種への展開が求められる。

謝辞

本研究は令和7年度宮崎市地域貢献学術研究助成金の支援を受けています。

参考文献

小玉重夫・村松灯・田中智輝(2021)「高大接続改革の教育政治学的意義—探究学習における「知性の解放」に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第61巻、pp.275-286

デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省(2025)『教育DXロードマップ』

<https://www.mext.go.jp/content/000370331.pdf>

総務省(2011)『最終報告書常時啓発事業のあり方等研究会 最終報告』

https://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf

Scratch Foundation(2024)「Scratch」、<https://scratch.mit.edu/>

【第 1-5 分科会】

絵本を活用した幼児の市民性育成に関する研究
—親子を対象とした読み聞かせ会の実践を通して—

JIN CHEN （岡山大学大学院）

I. 研究の目的

現代社会では、グローバル化や人の移動の活発化により、多様な文化的背景をもつ子どもたちが共に学ぶ場面が増えている。そのため、異なる文化や価値観を理解し、互いを尊重し合う態度を早期に育むことは、初等教育における重要な課題である。本研究は、この課題に応える教育的アプローチとしてシティズンシップ教育に着目する。シティズンシップ教育は、社会の一員としての自覚を育み、他者との違いを前向きに受け止め、多様性を尊重する力を涵養することを目的とする教育である。

特に本研究では、絵本を活用することによって、子どもたちが共感を通じて他者理解を深め、多文化的な視点を自然に身につけることを目指す。先行研究においても、絵本は子どもの共感や感情を喚起する教材であること（浦田 2023）、読み聞かせが認知・感情・社会性の発達を促すこと（浜崎・黒田 2017）、さらに教科教育において学習理解や興味の深化に寄与すること（鈴木・永田 2017）が示されている。これらの知見をふまえ、本研究は小学校低学年児童を対象に、絵本の読み聞かせを通じて多文化理解を促進し、市民性育成の可能性を検討することを目的とする。

II. 研究計画—読み聞かせ会の企画—

本研究では、岡山市子どもセンターの協力を得て、地域の子どもと保護者を対象とした絵本読み聞かせ会を企画した。教材として『違ってても繋がれたらうれしいね』と『せかいのひとびと』の二冊を選定した。前者は「違いを認めながら共につながる」視点を提示し、後者は外見や文化の多様性を具体的に描くことで、子どもたちに多様性を前向きに捉える契機を提供できると考えた。

III. 読み聞かせ会の実際

読み聞かせ会は 2025 年 7 月 20 日に岡山市「子どもの森」で実施され、小学校低学年児童 5 名とその保護者が参加した。

第 1 冊目『違ってても繋がれたらうれしいね』（約 12 分）では、登場人物や動物を当てるクイズ形式を取り入れたことで、子どもたちが積極的に発言し、保護者も自然に関与する姿が見られた。

第 2 冊目『せかいのひとびと』（約 15 分）では、「目の色」に触れる場面で鏡を用いた工夫により、子どもが自身の特徴と絵本の内容を結びつけて考える様子が確認された。

観察記録および活動後の保護者インタビューからは、児童が最後まで集中して聞き、楽しみながら多様性について考える姿勢が育まれたこと、また保護者から「また参加したい」との肯定的な意見が多く得られたことが確認された。一方で、2 冊を続けて扱ったため一部の児童には集中の持続が難しい様子も見られ、教材選定や活動時間の調整が今後の課題であることが明らかとなった。

【参考文献】

浦田誠一（2023）「感動教材としての絵本～道徳教育の授業実践から～」『リカレント研究論集』3,

pp.82-95.

浜崎隆司・黒田みゆき（2017）「絵本の読み聞かせがその後の人生に及ぼす影響」『鳴門教育大学研究紀要』第 32 巻，pp.86-92.

鈴木千春・永田智子（2017）「学校教育教材における絵本活用の意義と可能性」『兵庫教育大学学校教育学研究』第 30 巻，pp.159-16

【第 1-5 分科会】

フィールドワークは高校生の人権意識にどのような変化をもたらすか

—国立ハンセン病資料館の見学から—

水野雄人（東京都立東久留米総合高等学校）

本研究は、定時制の高等学校公民科においてフィールドワークが高校生の人権意識にどのような変化をもたらすかを明らかにし、人権意識を高めることを目的としている。学校教育現場は、しばしば人権について報じられることが多くある。黒染め(地毛証明書の提出)やツーブロックの禁止をはじめとしたブラック校則、いじめや体罰・暴力の問題、ハラスメント、プライバシーの侵害、教員の長時間労働といった問題を背景に、更なる人権教育の充実が求められるようになった。東京都人権教育プログラム(学校教育編)における人権意識とは、「自他の人権が尊重されていることの妥当性を肯定し、逆にそれが侵害されていることの問題性を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識」と記されており、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる、それが様々な場面や状況下での具体例な態度や行動に現れるような教育の充実が不可欠である。一方、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」(令和 4 年 8 月調査)では、インターネット上の誹謗中傷が最も多い人権侵害として挙げられており、「人権侵害の経験がある」と答えた割合が平成 29 年は 15.9%なのに対し、令和 4 年は 27.8%に増加した。また、それはどのような場面かという質問に対し、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が 54.4%で最多であった。子どもに関する人権侵害での最多は「いじめを受けること(65.2%)」であり、学校もこうした結果と密接な関係があることが示されている。

こうした背景から筆者は、高校生の人権意識を高めることを目的として、不登校経験者や外国籍、転入学など多様なニーズの受け皿となっている定時制において、生徒の実態に即した効果的な人権教育の取組を模索するようになった。そこで、定時制の生徒 6 名を引率し、令和 7 年 8 月 10 日(日)に公民科目「公共」の夏期講習の一環で、近隣の国立ハンセン病資料館へのフィールドワークを企画した。フィールドワークにあたっては、戦後 80 年のギャラリー展「戦争とハンセン病」、語り部による講話会「捕虜と隔離が打ち砕いた人生」の開催日に実施し、人権意識に関する事前・事後アンケートを作成・実施することで生徒の人権意識の変容を見取ることとした。国立ハンセン病資料館は、東京都の人権課題の 1 つであるハンセン病についての正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消を目指した施設で、同敷地内に国立ハンセン病療養所「多磨全生園」が現存する。生徒にとって身近な場所で起こった苛烈な差別や体験に触れることで、人権について立ち止まって深く考えるきっかけを与え、地域との協働や人権感覚を高める教材・体験として適切であると考えた。

高等学校公民科においてハンセン病やフィールドワークをテーマにした先行研究は少なく(CiNii で「ハンセン病」でヒットする論文件数は 6,549 件、J-STAGE では 2,298 件(令和 7 年 8 月 27 日時点)あるが、医学的見地からの論文が多く、定時制においてハンセン病とフィールドワークを合わせた実践や研究はない)、新しい知見や視点、方法を提供する研究の新規性という点でも本研究は有効だと考える。今回の発表では、フィールドワークによって生徒にどのような変化が見られたかを明らかにし、高等学校における人権教育充実のヒントとなれば幸いである。

【参考文献】

- ・内閣府(2022)『人権擁護に関する世論調査(令和4年8月調査)』
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/>
- ・東京都教育委員会(2025)『人権教育プログラム(学校教育編)(令和7年3月)』

【第 2-1 分科会】

言語学から考える歴史教育研究 ーシティズンシップ教育を目指してー

丸小野壮太(常磐大学高等学校)

榮谷温子(慶應義塾大学)

発表者らは人文学の視座・方法論から考えるシティズンシップ教育の意義という共通する問題意識を持つ。高校教員・丸小野は歴史学の視座・方法論に基づいた高校教育(地歴公民科、総合的な探究の時間)に携わっている。[佐藤・丸小野(2024)、丸小野(2024a・2024b)、丸小野・佐藤(2025)]一方、大学教員・榮谷は言語学の視座・方法論に基づいた大学教育(アラビア語教育、西アジアの社会と文化)に携わっている。[榮谷(1998・2004・2008・2014・2015・2016・2017・2025)]

関連して、昨年度、発表者らは、高大連携歴史教育研究会第 10 回大会・公募パネル「開かれた市民協働型の歴史実践をいかに構築するか? —人文学と歴史教育の対話の可能性—」において、シティズンシップ教育を最終的な目標とする歴史教育における人文学の視座および方法論の重要性を問題提起した。[丸小野・佐藤・竹田・榮谷・土井・神田(2024)]

本発表の目的は以下の 2 点である。第一に、歴史教育における言語学の視座・方法論の重要性を明らかにすることである。第二に、第一の目的で示した言語学の視座・方法論がシティズンシップ教育としての歴史教育にいかに貢献できるか明らかにすることである。

本発表は以下のように進める。はじめに、歴史教育における言語学の視座・方法論に関する先行研究整理後[例:小脇(2013)、マコナキー(2014)、渡邊・川村(2022)、椎名・後藤・森川・南塚(2022)、渡邊(2024)など]、丸小野と榮谷がシティズンシップ教育を目指した言語学の視座・方法論から考える歴史教育としての授業実践を紹介する。

総じて、歴史教育と言語学との対話を手がかりとして、シティズンシップ教育としての歴史教育における言語学の視座・方法論の重要性を問題提起する。

【主な参考文献】

- 小脇光男(2013)「地域の世界史「中東の文化と歴史」—実践報告—」『大学教育年報』16, pp.36-43.
榮谷温子(1998)「アラビア語と外国語教授法」『地域文化研究』2, pp.85-95.
榮谷温子(2004)「アラビア語およびアラビア文字の入門書における活字の問題とアラビア文字の習得」『外国語教育研究』7, pp.17-32.
榮谷温子(2008)「アラビア語辞典の語根順配列とアルファベット順配列:語彙習得の観点から」『外国語教育研究』11, pp.90-100.
榮谷温子(2011)「「アラビア語教育における文字指導(外国語教育学会 2010 年度シンポジウム 第二言語教育における文字指導)」『外国語教育研究』14, pp.131-138.
榮谷温子(2014)「ツイッターを用いたアラビア語学習」『外国語教育研究』17, pp.96-111.
榮谷温子(2015)「アラビア語初級学習者に対する「名詞+形容詞」と「名詞+名詞」との教授方法」『外国語教育研究』18, pp.132-143.
榮谷温子(2016)「第 10 章 エジプト:イスラーム文化圏における複数外国語教育の試み(世界における多言語教育の実態)」森住衛, 古石篤子, 杉谷眞佐子, 長谷川由紀子(編)『外国語教育は英語だ

- けでいいのか——グローバル社会は多言語だ!』くろしお出版,pp.132-149.
- 榮谷温子(2017)「日本で刊行されているアラビア文字入門書：アラビア文字教育に関する一考察」『慶應義塾外国語教育研究』14,pp.43-55.
- 榮谷温子(2025)「現在の高校の社会科でイスラームはどのように教えられているか」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2024,pp.41-54.
- 佐藤育子・丸小野壮太(2024)「歴史学と歴史教育の対話に基づいた開かれた古代地中海世界史研究の構築」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2023,pp.9-14.
- 椎名紀久子・後藤希望・森川セーラ・南塚信吾(2022)『図解で学ぶクリティカル・シンキング トーリン・モデルを活かして』アルファベータ・ブックス.
- マコナキー・トロイ(2014)「外国語教育における異文化間学習の過去・現在・未来」『立教大学ランゲージセンター紀要』31,pp.11-17.
- 丸小野壮太(2024a)「高校歴史教育におけるフェニキア・カルタゴ史の位置づけ—歴史的な見方・考え方に注目して—」『ヘレニズム～イスラーム考古学研究』2023,pp.1-7.
- 丸小野壮太(2024b)「「歴史総合」と「世界史探究」をつなぐ—高校「歴史総合」における近現代史と古代史を越境する授業—」『茨城史学』59, pp.2-6.
- 丸小野壮太・佐藤育子・竹田和夫・榮谷温子・土井裕人・神田基成(2024)「開かれた市民協働型の歴史実践をいかに構築するか?—人文学と歴史教育の対話の可能性—」『高大連携歴史教育研究会 第10回大会予稿集』pp.25-28.
- 丸小野壮太・佐藤育子(2025)「博物館所蔵資料を活用した近現代史と古代史の越境に関する授業実践—開かれた古代地中海世界史研究を手がかりにして—」『中等社会科教育研究』43, pp.75-84.
- 渡邊和彦・川村拓也(2022)「世界史と英語における教科横断型授業実践：歴史教育と外国語教育に跨る「翻訳」の意義」『中等社会科教育』41, pp.13-23.
- 渡邊雅子(2024)『論理的思考とは何か』岩波書店.

【第 2-1 分科会】

中学校社会科地理的分野におけるサービスラーニングの視点からの単元開発

—世界地理 アフリカ州の授業実践を例にして—

村木龍太郎（東京学芸大学附属世田谷中学校）

1 本研究の目的

「サービスラーニング(service learning)」は、教室で習得された知識・技能を、地域社会の課題を解決するために計画・実施される社会的活動に生かすことを通して、学習者が市民性を身に付けることを目的とした教育活動と定義されており、また地域住民との協働が重視されている（唐木,2024）。

「地域社会の課題」を取り扱うことが念頭に置かれていることから、中学校社会科における学習の中で親和性が高いと考えられる単元として、現行の中学校学習指導要領においては主に、地理的分野では「地域調査の手法」、「地域の在り方」、歴史的分野では「身近な地域の歴史」が挙げられる。他の単元や公民的分野においても、学校所在地域や生徒の生活圏・居住地域に関する地域社会の課題を取り上げる実践事例は多々見受けられる。しかしながら、地理的分野に関しては、学習形態の一つとして身近な地域を対象としたフィールドワークを実施することからも、地域社会の課題が主題として取り上げられる学習機会が最も多いと推察される。その地理的分野においても、日本の地誌学習においては、生徒にとって身近な地域の課題に対してサービスラーニングの視点を取り入れた学習が実施しやすい。一方で世界の地誌学習においては、地球的課題を基に考察する単元構成がなされているが故に、地域住民を視野に入れ、サービスラーニングの視点を取り入れた実践としては、各教科書会社が例示している実践や論文として公開されている事例においては極端に少なくなる傾向にある。このような実態に関して、世界の地誌学習において生徒が自分事として課題を捉えることに困難さが課題としてあり、学習する意義を生徒に感じさせるには単元構成や指導の工夫が必要であると考えられる。

そこで、中学校社会科地理的分野における世界の地誌学習において、サービスラーニングの視点を取り入れ、単元を開発することとした。学習対象の地域住民との対話や熟議ができれば理想的であるが、関連団体や企業といった現地の住民と直接関わっている方々に授業へ参画していただき、授業において間接的にでも現地住民の声を取り上げ、その地域に良い影響を与えることができる社会的活動につながる単元構成を構想することを目的とした。

2 授業実践を基にした単元開発

本研究においては、世界地理の中で、アフリカ州の実践を例として単元開発を行った。アフリカ州の学習に関しては、先行研究として荒井(2021)の研究があり、アフリカへのステレオタイプに陥る危険性ととともに、各地の人々の営みについて現地目線に立って捉えようとする地理学習の重要性が指摘されている（荒井,2021）。このことからサービスラーニングの視点を取り入れることの意義があると考えられ、日本から遠く離れたアフリカ州に対して課題を当事者として捉えることは困難だとしても、「共事者」（当事者と非当事者の二分ではなく、ある課題に対して関係性を持とうと意識する者）の立場として生徒が現地の人々に共感し、共生の視点から課題に対し、どのような対策や支援が必要か考察し、持続可能な社会を構想したいと感じることを意図した授業実践を基に単元を開発した。

表1 「アフリカ州」単元構成(10時間)

第一次 課題把握 (4時間)	・アフリカ州に関する事前アンケート（「何を知っているか」・「何を知りたいか」等） ・事前調査活動：自宅（身近にあるアフリカ州のモノ調べ） ・調査活動①：図書室（自身が描くアフリカ州に対するイメージは適切か） ・プレゼンテーションによる共有 ・自然環境 大観（希望のアフリカか、暗黒のアフリカか） ・経済/文化 大観（本当に北アフリカは豊かで、サブサハラは貧しいのか） ・学習または収集した情報を基に地球的/地域的な課題を選択し、課題ごとに小グループを形成
第二次 課題追究 (3時間)	・調査活動②（現状と課題を調査し、解決策/改善策を構想） ・ゲストティーチャーに対してプレゼンテーション ・熟議（アフリカ州が将来持続可能な発展をしていく上で重要なことは何か）
第三次 課題解決 (2時間)	・アフリカ州の現状や課題への解決策/改善策をNFTアートとして製作 ・プレゼンテーションし共有 ・インターネット上で販売
第四次 課題探究 (1時間)	・売上の使い道/支援先について話し合い ・新たな問いを設定

3 成果と課題

成果として、アンケートの結果、地域に対する生徒の関心、また地域をより良くしたいという意見が全体的に高まり、課題を「共事者」として捉えられ、地理学習において市民性を高めることができたと考えられる。一方で、世界の地誌学習において、各単元において社会的活動を取り入れることは学習時間等から困難であると考えられ、サービスラーニングの視点を取り入れた単元構成をアフリカ州で行うことが最適であるのか検討が必要である。また、継続的に市民性を高めるために、中学校三年間の学習計画、どのように社会的活動を位置付けていくべきか、検討が必要であると考えられる。

【参考文献】

- (1)文部科学省(2017)『中学校学習指導要領解説社会編（平成29年告示）』東洋館出版
- (2)唐木清志「社会参加とサービスラーニング」(2024)『社会科教育事典』ぎょうせい,pp.192-193
- (3)荒井正剛「アフリカへのステレオタイプを避ける地理授業のあり方—中高連携によるアフリカ州の地球的課題の取扱い—」(2021)『新地理 69 巻 3 号』日本地理教育学会,pp.36-50
- (4)小松理虔(2021)『新復興論』ゲンロン

【第 2-1 分科会】

北海道の子どもたちはナショナルヒストリーをどう意味づけているのか —小学生と中学生の歴史的意義(Historical Significance)の比較分析—

澤野友甫（北海道教育大学札幌校・学生）

1. 問題の所在

小学生は社会科で歴史を学ぶ際に、中学年では市町村や都道府県内の地域史を学ぶのに対し、高学年ではナショナルヒストリーを学ぶ。このカリキュラム構成は、学習者を中心とした同心円上の様々な空間的範囲のコミュニティに対して学習者のアイデンティティを形成することを主要なねらいとしている。しかし、北海道の場合、「北海道の歴史」と「日本の歴史」を同心円上に位置付ける際には困難が生じる。なぜなら、前近代の北海道は本州の歴史とは異なる歴史を有している。一方で、小学校学習指導要領にて示される「日本の歴史」は和民族中心史観であり、必ずしも「北海道の歴史」を反映しているとは言えない。では、北海道に暮らす子どもたちは、歴史教育を通してどのようにナショナルヒストリーを受け入れ、または抵抗しているのだろうか。以上の子どもの実態を明らかにすることを研究の目的として設定した。

本研究では子どもの「歴史的意義」(historical significance) による歴史的事象の意味づけに着目する。「歴史的意義」とは、様々な歴史的出来事や歴史人物の何を重要と考え、どのような意味を見いだすのかについての思考である(鉦 2019)。Levstik & Barton(2008)は子どもたちが「歴史的意義」を見出す際に、何らかのナラティブテンプレートを用いることを明らかにしている。鉦(2019)は Levstik らの研究を参考にしながら、日本の中学生の「歴史的意義」を調査し、日本の子どもが歴史を意味づけする際に用いるナラティブテンプレートとして、「現在を成り立たせるもの」「ソトとの関係性」「ウチなる自立性」があることを明らかにしている。しかし、鉦の研究では、日本国内の地域性は考慮されていない。特に、北海道や沖縄(琉球)といった必ずしも全ての時代においてナショナルヒストリーに包含されない地域で生活する子どもたちの歴史的意義については十分な検証がなされていない。

以上を踏まえて、本研究では、「歴史的意義」に着目し、北海道の子どもたちがいかにナショナルヒストリーを意味づけるのかを明らかにする。その際に、2段階の研究課題を設定する。1つ目の研究課題は、北海道に住む中学生の「歴史的意義」の内実やナラティブテンプレートはどのような特徴を有するのか、鉦(2019)との比較を通して、その異同を明らかにする。ただし、北海道に住む中学生は、小学6年生でナショナルカリキュラムとして「日本の歴史」を学んでおり、鉦(2019)との異同はあまりない可能性がある。そこで、第2の研究課題として、「北海道の歴史」は学んでいるが、「日本の歴史」を学んでいない小学6年生に対しても調査を行い、中学生と小学6年生の比較も行うこととした。この比較を通して、「土着の歴史」がいかにナショナルヒストリーの意味づけに影響を与えるのか、また6年生でナショナルカリキュラムとして「日本の歴史」を学ぶことがナショナルヒストリーの意味づけに与える影響を明らかにする。

2. 研究方法

(1)調査方法

調査対象を北海道で生まれ育った小学校6年生と中学校1年生と設定した。学校ごとに10名を

対象に調査を行った。対象児童（生徒）の選択の基準は、北海道で生まれ育ち、北海道で初等教育を経験していることとした。小学6年生は第6学年の「我が国の歴史」を学習する前、中学校は「歴史的分野」を学習する前に調査を実施した。調査は、Levstik& Barton (2008) や鉦 (2019) を参考に、1 時間程度で3つのタスクを用いた半構造化インタビューを設定した。インタビューは、調査者と2人組のペアとなった児童生徒との間で実施され、3つのタスクそれぞれで、多様な歴史的事象や人物について説明された絵とキャプションが記載されたカードを用いた。

タスクⅠ：「日本の歴史」に関わる 20 枚のカードの中から、ペアの間で「重要な歴史」を 5 枚選択し、その理由を説明してもらう。

タスクⅡ：「北海道の歴史」に関わる 11 枚のカードの中から、ペアの間で「重要な歴史」を 3 枚選択する。

タスクⅢ：タスクⅠとタスクⅡで用いた計 31 枚のカードの中から、ペアの間で「重要な歴史」を 5 枚選択する。

「日本の歴史」に関わるカードは鉦 (2019) を参考に、平成 29 年度版小学校学習指導要領(社会)と関わりの深いものを 20 枚選定した。「北海道の歴史」に関わるカードは、調査実施地域で用いられている副読本や北海道の歴史に関する漫画や書籍を参考に 11 枚選定した。タスクを通して子どもたちに、「歴史の何が重要か」だけでなく「なぜ重要なのか（ではないのか）」について話し合うように促し、調査者は子どもたちの中から歴史的意義の基準を引き出すとともに、「日本の歴史」と「北海道の歴史」を学ぶ意味や、どちらが重要かといった質問もした。

(2)分析方法

インタビューは全て録音して文字起こしを行った。そして文字起こしされた文章から、子どもたちが歴史を重要とする基準についてコーディングを行った。コーディングを通して、小学生と中学生のナラティブの類似や差異から、日本のナショナルな視点と北海道のリージョナルな視点の特徴について分析する。

【参考文献】

- ・鉦悠介(2019)「子どもは歴史の何を、なぜ重要と考えるのか—“Historical Significance”概念の導入に向けて—」『社会科研究』第 91 号, pp.13-24.
- ・Barton. K. C. & Levstik, L.S. (2008) “it wasn’t a good part of history” National identity and students’ explanations of historical significance. In Levstik, L.S.& Barton, K.C. *Researching History Education: Theory, Method, and Context*. Routledge.

【第 2-2 分科会】

音楽科における市民性育成を目指した異文化理解教育のあり方に関する研究の構想

—伝統音楽を取り上げた授業開発を通して—

小西光（岡山大学大学院）

I. 研究の目的

本研究は、異文化理解を目指した伝統音楽学習を通して市民性を育成する音楽科の授業構成の原理と方法の解明を目指そうとするものである。本発表では、その研究構想と、その研究の一環として調査をした韓国の小学校音楽科の伝統音楽教育の報告を行う。

音楽科の鑑賞授業において、自国の伝統音楽が取り扱われることがある。それは、ただ音楽を鑑賞するというだけではなく、自国の伝統音楽の鑑賞を通して、自国の文化の独自性や固有性を理解し、自国民としてのアイデンティティを形成することにもつなげようとするものである。しかし、それはナショナリズムの注入になってはいけない。他国の文化も自国文化同様に尊重する、グローバル市民に求められる資質の育成が期待される。本研究は、そのような音楽科授業のあり方を明らかにしていきたい。

II. 先行研究

日本における音楽科の異文化理解教育については、二つの先行研究を挙げる。桐原礼（2005）では、中学校 1 年生が対象の音楽科の鑑賞授業において、アジア諸国の箏類の奏法や楽器そのものについての比較を通して、異文化理解を進めようとした。熊谷佳和（2022）では、中学生対象の授業で他国の異文化ではなく、自国の中における異文化として「アイヌ音楽」を取り上げていた。先行研究では、自文化と異文化を比較し、そこには違いもある一方で共通点があることを捉えさせ、異文化を学習者にとって身近なものにしようとしていた。しかし、共通点を理解することは身近であることを実感させるだけではなく、そもそも自文化と異文化、さらには他者と自分の境界の必然性を問い直すことにつながるはずであり、異文化理解を市民性育成につなげるためには、それが必要である。

III. 韓国小学校の音楽科教育実践の調査

本報告では、I で述べた研究の一環として行なった、韓国の小学校で行われている音楽科の鑑賞授業の調査の成果を検討する。調査は、教師に対する聞き取りと授業資料の収集である。調査対象として韓国小学校の教師を設定し、韓国の音楽科において伝統音楽がどのように扱われているのか、韓国における市民性教育への考え方・取り組み、韓国における異文化理解教育などについて、聞き取り調査を行う。

【参考文献】

桐原礼「異文化理解をめざした音楽学習のプロセス—アジア諸国の箏類の鑑賞学習を例として」『音楽教育実践ジャーナル』2 巻、2 号、2005 年、pp.57－63.

熊谷佳和「創作活動を通して異文化理解を深める授業実践—中学校音楽科・アイヌ音楽を素材にして」

『共生科学』13卷、2022年、pp.2-22.

송정주 외 7인 『쑹쑹 뿔아 쓰는 초등음악 감상수업 레시피』 2025년, 예슬

【第 2-2 分科会】

地域における過去の記憶継承に着目した教材・授業開発

—江別市のアイヌ学習に着目して—

深見瑛導（北海道教育大学札幌校・学生）

1 目的

本研究では、小学校社会科学習において、地域を「すでにあるもの」としてではなく、「人々の見方・考え方によって構築されるもの」としてとらえなおし、生徒自身が地域像を再構成できるような学習を、江別市のアイヌ学習に着目して明らかにすることを目指す。

2 背景

現状の小学校社会科副読本では、アイヌに関する記述は限定的で昔のアイヌの生活や伝統文化の紹介にとどまっており、地域とのつながりや現代とのつながりの視点を児童生徒に伝えることができておらず、児童が地域を批判的に再構成することが困難な点が課題であると感じた。その結果、地域学習は地域を「すでにあるもの」としてとらえていることが多く、単に知識の特徴を覚えるものであることとなっていると考えられる。

3 方法

本研究では、地域学習や北海道・江別市におけるアイヌ学習を取り扱った先行研究を検討し、小学校4年生で扱う「地域でうけつがれてきたもの」についての教材・授業開発を行う。

4 研究の意義・位置づけ

本研究では、大矢（2023）による再構成型地誌学習の考え方を取り入れ、『対雁の碑』にある現代石狩アイヌの立場から、母から聞いた移住・死者・生活苦の語り、碑建立や慰霊行事で出会った樺太移住者貴族との交流、自身が「先住民族アイヌ」として歴史をどう受け止め継ぐかを率直に語る証言などに着目して、北海道江別市の副読本の「児童が地域を批判的に再構成することが困難」という課題を乗り越えたい。

参考文献

大矢幸久「地域像を再構成する社会科地誌学習の原理構成」『E-journal Geo』18 P92～109

樺太アイヌ史研究会『対雁の碑』北海道出版企画センター

清水敏行「北海道の社会科副読本におけるアイヌ民族」『僻地教育研究』50 P17～51

【第 2-3 分科会】

遠い戦争と身近な暴力を結びつける国語科平和教育の研究

—戦争を自らの生活と連続する問題として捉える学習者の思考過程の分析—

樋口航生（立命館大学大学院）

1. 問題の所在・目的

ロシアのウクライナ侵攻や中東での戦争が続く中、わが国は戦後 80 年間、憲法のもと戦争を経験せずに歩んできた。その背景には、国語科や社会科、道德教育、特別活動、平和学習など、多岐にわたる実践が戦争の惨禍を繰り返さない役割を果たしてきたと言える。とりわけ、戦争児童文学を中心に扱ってきた国語科における平和教育は、戦争を知らない世代に対し、戦争の記憶や悲惨さを伝えるという教育的役割を担ってきた。大槻（2005）は、戦争児童文学を読むことは、戦争と平和の問題を自分の生き方にかかわる問題として考えさせ、自己をも含む状況を対象化してとらえる現実認識の力を育てるという。しかし、池野（2009）は、日本の平和教育が特定の情緒的理解に依存してきたと指摘する。こうした指摘は、登場人物の心情や情緒の読み取りを中心とする国語科において顕著に当てはまる。確かに、登場人物の心情や情緒を読み取ることは、学習者に戦時下のつらさや苦しさを理解させ、反戦意識を育む効果をもつ。しかし、それだけでは学習者が戦争と平和を自分の問題として捉えるには限界がある。なぜなら、戦争を経験しない現代の学習者にとって、戦時下の人物の心情や情緒は想像の域を出にくく、自分ごととして捉えにくいからである。これでは、戦争が「遠い出来事」として認識される危険性が高い。では、戦争と平和の問題を自分の生き方にかかわる問題として考えさせるためには、どのような学習が有効なのだろうか。佐藤ら（2022）は、現代の子どもが「遠い戦争」を理解するには、戦争を「非日常」としてではなく、「日常」として位置づけることが重要であると指摘している。この指摘を踏まえると、国語科における平和教育は、登場人物の心情や情緒の読み取りを通して、戦争の悲惨さを理解させるだけでなく、学習者の日常生活と結びつけることも重要であると言える。これらを踏まえ、本研究では、戦争と身近な暴力を結びつけることで、学習者に戦争を自らの生活と連続する問題として捉える視点を育成することを目的とした国語科授業デザインを開発・実践する。そして、その実践を通して、学習者がいかにして戦争を自らの生活と連続する問題として捉えているのかを明らかにする。

2. 授業のデザイン要件

本研究の目的を達成するため、学習者が戦争を自らの生活と連続する問題として捉える視点を育む授業デザイン要件を設定する。ここでのデザインとは、授業実践の設計を意味する。

一つ目のデザイン要件は、「同化体験」と「異化体験」を統合した読解を行うことである。大槻（2005）は、戦争児童文学を読ませることは、戦争と平和の問題を自分の生き方にかかわる問題として考えさせる現実認識の力を育むためであるとし、そのためには作品の中で登場人物に同化して生きるという「同化体験」をすると同時に、その作品の中で展開されている世界（＝状況）を外からとらえていく「異化体験」が必要であると言う。なお、「同化」と「異化」の概念は先行研究として西郷竹彦の文芸理論にも見られるが、その同義性の検討は本研究の目的から外れるため、ここでは取り上げないこととする。大槻の読解方略を踏まえ、まずは各教材の言葉や描写から登場人物の心情を読み取ることで、戦争や暴力の悲惨さを感性的に認識させる「同化体験」を促す。その上で、教材に描かれている状況

を、様々な暴力の描写や表現から客観的に捉えさせる(例:飢餓や空襲被害の描写など)。このように、登場人物への感性的認識から一步距離を置き、その背景にある状況の意味を客観的に捉えて考察させる「異化体験」へと導く。これにより学習者は、個人的な感情にとどまらず、作品全体に内在する暴力を読み取る客観的な視点を得ることができる。

二つ目のデザイン要件は、戦争児童文学と身近に発生する暴力を描いた教材を「合わせて読む」活動を設定することである。そこで、平和の対語を戦争ではなく「暴力」とした平和学者であるガルトゥング(2003)の理論を援用する。ガルトゥングの理論を踏まえると、戦争は単なる国家間の武力衝突にとどまらず、社会的構造によってもたらされる様々な暴力により、人権の侵害や生命の剥奪が行われる現象として理解できる。また、いじめや家庭内暴力、ジェンダーに関わる不平等といった身近な課題にも、人権侵害や生命の剥奪といった要素が含まれる。すなわち、戦争やいじめ、家庭内暴力などは、いずれも「暴力」という本質的に共通する性質を有している。これらを踏まえて、戦争児童文学と身近に発生する暴力を描いた教材を合わせて読む活動を行う。これにより、戦争を過去や遠い出来事としてではなく、自分たちの生活と連続する問題として捉えることができる。

3. 研究の方法

本研究では、学習者がいかにして戦争を自らの生活と連続する問題として捉えるのかを明らかにするため、SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いて学習者の発言・記述・作品等を質的に分析し、思考の変容過程を記述的に抽出する。

【参考文献】

大槻和夫「大槻和夫著作集 第九巻 平和教育への宿願」『溪水社』2005.

池野範男「学校における平和教育の課題と展望：原爆教材を事例として」2009,IPSHU 研究報告シリーズ,42,pp400-412.

佐藤宏之, 新名隆志, 田口紘子, 杉原薫「「戦争体験」を活用した平和教育における「当事者性」の獲得—歴史学的アプローチ、倫理学・哲学的アプローチに着目して—」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』2022, 31, pp.11-20.

ヨハン・ガルトゥング著, 藤田明史, 安斎育朗, 伊藤武彦, 奥本京子, 中野克彦, 西山俊彦「ガルトゥング平和学入門」『法律文化社』2003.

【第 2-3 分科会】

「困難な歴史」を読み物としてどう教材化したのか
—小池喜孝の『北海道の夜明け』と『常紋トンネル』を比較して—

三浦幹生（北海道教育大学札幌校・学生）

（1）目的

本研究では、「困難な歴史」を教えていく方法として「困難な歴史」を読み物として教材化することに着目し、どのように「困難な歴史」を読み物にしたのかその経過や手立てを明らかにすることを目指す。

（2）背景

小池喜孝は 1916 年東京都東村山市に生まれ、1953 年高校教師として北海道・北見市に赴任した。歴史家としての一面もあり、自由民権運動で北海道に収監された政治犯たちの行方を追っていた際に林隆弘尼に出会ったのをきっかけにオホーツクの民衆史掘りおこしを行う。自らオホーツクの歴史の掘りおこしを行い、掘りおこした歴史を書いている。常紋トンネルではタコ部屋を作りタコを劣悪な環境で奴隷のように働かせたたくさんの死者を出したという「困難な歴史」がある。小池喜孝の著書である『北海道の夜明け 常紋トンネルを掘る』はそんな常紋トンネルの歴史について書かれた本であり、この本は第 29 回青少年読書感想文全国コンクール課題図書にも選ばれた。この本が発行される前に小池喜孝は『常紋トンネル 北辺に斃れたタコ労働者の碑』という本を出しており、それを読み物教材としたのが『北海道の夜明け 常紋トンネルを掘る』である。このような「困難な歴史」を教材化し、それが青少年読書感想文全国コンクール課題図書に選ばれるという事例は珍しく貴重だと考えられる。

（3）方法

本研究では、前出の 2 つの本を比較・検討し、教材化にあたってどのような手立てが用いられたかを明らかにするとともに、小池喜孝や常紋トンネルにまつわる文献を調査し、教材化への経過や教材としてどのように扱われたかを明らかにする。

（4）研究の意義・位置づけ

本研究では、「困難な歴史」の教材化の一例として「困難な歴史」の読み物として青少年読書感想文全国コンクール課題図書に選ばれた貴重な例である小池喜孝の『北海道の夜明け 常紋トンネルを掘る』と『常紋トンネル 北辺に斃れたタコ労働者の碑』を比較・検討する。「困難な歴史」を教材化する手立てを明らかにし、今後の教育において「困難な歴史」を扱っていく中で教材化という視点を与えるものにしたい。

参考文献

- ・小池喜孝（1982）『北海道の夜明け 常紋トンネルを掘る』
- ・小池喜孝（1977）『常紋トンネル 北辺に斃れたタコ労働者の碑』

【第 2-4 分科会】

恋愛が分からないのは異常か？

—恋愛感情や性的惹かれを前提とした社会規範に抗う教育実践に向けて—

末原幸統（鳴門教育大学大学院）

本研究の目的は、アセクシュアル・アロマンティック当事者が抱える性的自己決定や「恋愛」における困難を明らかにし、「恋愛」を既知のものとみなす規範を相対化することを通して、若者（ここでは中学生、高校生、大学生）が性的自己決定権を行使できる社会を構築するために必要な要素を明らかにすることである。

社会には誰もが性欲をもっていて当たり前だとする規範や、恋愛を普遍的なものとみなす認識がある。そのため、誰に対しても恋愛感情を持ったり性的に惹かれたりしない存在は理解されにくい。具体的にその影響を受けているのが、性的マイノリティ、特にアセクシュアル・アロマンティックの当事者である。学校や社会のシステムの中では、アセクシュアル・アロマンティックの存在は不可視化されている。学校においては隠れたカリキュラムがヘテロセクシズムを教え、性のイデオロギーを再生産している。その結果、アセクシュアル・アロマンティックの当事者は様々な問題に直面することになる。例えば、望まない性行動を強制されると性的自己決定権が奪われる。性行為をしないという決定を愛情の欠如などと捉えられることを恐れ、しぶしぶ性行為を行うことで、自己の身体的所有権や自己決定権が侵害される。このような経験で性に対するネガティブな態度を持つことは対人関係に悪影響を与え、自己肯定感の低下に繋がる。また日常の様々な領域において、恋愛感情を持ったり性的に惹かれたりすることを前提とした規範によって、アセクシュアル・アロマンティックの当事者はマイクロアグレッションを受け日常的にストレスを感じて生活し、その結果無力感に苛まれていると考えられる。

学校や社会はすべての子どもや市民の人権を保障し、すべての子どもや市民が共生できるよう努力する必要があると考える。しかしアセクシュアル・アロマンティックの当事者が抱えている問題は、学校や社会が以上のような役割を果たすことができているために起こっていると考えられる。そこで本研究では、アセクシュアル・アロマンティック当事者が抱える性的自己決定や「恋愛」における困難を記述し、「恋愛」を既知のものとみなす規範を相対化することによって、若者が性的自己決定権を行使できる社会を構築するために必要な要素を明らかにすることを目指す。

○修士論文の構成（予定）

- 1 性的自己決定
- 2 恋愛
- 3 アセクシュアル・アロマンティック
- 4 アセクシュアル・アロマンティックが抱える困難
- 5 日本における性教育実践とクィアベダゴジー
- 6 高等学校における授業開発

【第 2-4 分科会】

証言的対話に基づいたアライの教育プログラムの開発

入澤 充（東京大学大学院）

本研究は、高等教育におけるアライの育成の方法について検討し、具体的な教育プログラムを開発することで、ダイバーシティの実現が求められる高等教育での教育実践と今後の研究に貢献することを目指すものである。

アライとは、支配的な社会的属性のメンバーであり、そのメンバーであることを利用して、自分たちに特権と権力をもたらしめている抑圧的なシステムを終わらせるために活動する人と定義される存在である。アライについては、1990 年代以降の北米の高等教育を中心にそのアイデンティティの発達のあり方や育成の方法が検討されてきた。アライの育成の先行研究においては、偏見の低減をもたらす介入と、特権への意識の向上をもたらす介入のそれぞれの成果が両立しないことが指摘されている。そこで、本研究では、偏見の低減と特権への意識の中でも特にアライとして活動する上で重要なマジョリティの特権に立ち向かう意志の向上を両立させる教育プログラムを開発することを研究の目的とした。

教育プログラムの開発においては、アライのアイデンティティ発達についての先行研究を検討し、視点取得、つまり他人の視点を想像することによってその他人を理解しようとすることをアライの成長に必要な学習プロセスとして導出した。その上で、本研究は「他者の代わりに話すこと」をその学習プロセスを促すデザイン要件として採用し、証言という概念から定義づけた。開発した教育プログラムは、参加者がマイノリティ当事者の自己物語の語りの動画を視聴し、その内容を証言することを中心に据えており、活動全体を証言的対話と名付けた。

開発した教育プログラムの評価と改善のために、東京大学をフィールドに学生の参加者を募り、教育プログラムを実施することで 19 名から量的データを収集した。また、教育プログラム終了後に参加者に対してインタビューを行うことで、質的データを収集した。量的データの分析の結果、偏見の低減をもたらす介入と、マジョリティの特権に立ち向かう意志の向上をもたらす介入のそれぞれの成果が両立したことが示された。また、質的データの分析からもデザイン要件の妥当性が示されたが、一部改善が必要な課題が見出された。質的データから見出された課題への対応策を検討し、それを内容に反映することで、証言的対話に基づいたアライの教育プログラムとして全体像を提示した。

【第 2-4 分科会】

小学校社会科の「我が国の歴史」における教科書記述は、
どのような男性像・女性像を描いているのか

黒蕨優斗（北海道教育大学札幌校・学生）

ジェンダーに関する話題は様々な場面で見聞きすることが増え、これまでの学校生活においても「男らしさ」や「女らしさ」といったジェンダーによる区別を経験する機会があり、私は学校教育とジェンダーとのつながりに関する内容に興味を持つようになった。中でも、教科書は子どもたちが学習をする際に一番身近にある教材であり、学校教育を見る際の視点としても重視されるものであるため、研究対象にすることとした。

教科書をジェンダー視点で分析している先行研究はいくつか存在する。しかし、先行研究の傾向として、記述に登場する女性の数の分析に重きを置いた量的分析の研究が多く、また記述内容の充実した中学校、高等学校の教科書を分析対象としているものが多い。そのため、小学校の教科書を分析対象に、ジェンダー視点から質的分析を行なっている研究は少ないという状況にある。

本研究の目的は、小学校社会科の教科書のうち、第6学年で扱われる「我が国の歴史」に関する記述内容がどのようなジェンダー観をもとにしており、どのような男性像・女性像を描いているかを明らかにすることである。小学校の教科書に焦点を当てた理由は、私自身が小学校教員を目指していることに加え、小学校では多くの児童が初めて日本の歴史を学ぶ重要な段階であるにも関わらず、先に記述した通り、小学校の教科書をジェンダー視点で分析している先行研究がほとんど存在していないことに問題意識を持ったためである。

本研究では、教科書記述には「隠れたカリキュラム」として、明示的かつ意図的ではないが、公式カリキュラムとして埋め込まれているメッセージが存在すると考えた上で、教科書記述を以下の4つの視点から量的・質的に分析していく。

- ①性やジェンダーについての記述はどのくらい書かれているのか。
- ②「人々」「国民」「私たち」など、性別を特定しない主語の範囲はどのようになっているのか。
- ③ジェンダーに関するコラムや諸資料と本文とのつながりはどのようになっているのか。
- ④これまでの一般的なジェンダー観（「男は外、女は内」「家長は男」「女はケア的な役割」など）は記述にどのように内包されているのか。

これらの視点をもとに、教科書記述を量的・質的に分析することから、暗に示されている小学校社会科の教科書が描く男性像・女性像を明らかにし、授業実践への示唆を与えられることを目指したい。

（参考文献）

- ・河野銀子、藤田由美子編『新版 教育社会とジェンダー』（学文社、2018）
- ・久留島典子「高等学校日本史教科書にみるジェンダー」（日本学術協力財団『学術の動向』、2010、pp.67-69）
- ・三成美保「歴史教科書をどう書き換えるか？-ジェンダーの視点から」（日本学術協力財団『学術の動向』、2016、pp.10-21）
- ・成田龍一『歴史像を伝える-「歴史叙述」と「歴史実践」』（岩波新書、2022）

【第 2-5 分科会】

教育における形成的正義 —校則改正における正義の学習と教育—

小林勇樹（独立研究者）

本報告は、学校の校則改正における生徒参加の実態と課題を、N 県 S 高校の事例をもとに検討し、校則改正を熟議に基づく、公共圏の創出による正義の形成として捉えることの意義を明らかにすることを目的とする。校則は学校秩序の維持に不可欠だが、その制定・改正過程で生徒の意見が十分に反映されてきたとは言い難い。そこで本報告は、生徒会が主体的に「申し合わせ事項」を定めている S 校のスマホ使用ルールの検討を分析対象とし、熟議を通じた公共圏形成の可能性を考察する。先行研究では、不合理な校則の実態調査や三者協議会あるいは NPO との協働を通じた民主的な校則見直しの実践が報告されてきた。しかし、校則改正の具体的手順や熟議民主主義の実装、さらに生徒がシティズンシップをいかに涵養するかは未解明である。地域や学校による取り組みの差も大きく、一過性に終わる危険がある。本報告はこの課題を踏まえ、生徒会に校則自主制定権が委譲された S 校を対象に、公共圏創出の意義と限界を検証する。

研究の枠組みとして公共圏を採用する。これは共通の関心事を討議する自律的なネットワークを指し、学校経営における制度的決定とは異なる。公共圏の正統性を支えるものは熟議であり、異なる立場の意見を対話を通じて調整することにより、シティズンシップの涵養が可能となる。教育政策は次世代育成と現世代の学びを同時に担う性格を持つため、校則改正もこの文脈に位置付けられる。

研究方法としては、法社会学的・臨床的アプローチをとり、生徒会執行委員会や総会の参与観察、会議記録の収集、教員・元生徒会役員への半構造化インタビューを実施した。これにより、生徒と教師の対話ネットワークを公共圏と捉え、その形成過程を分析した。

事例となる S 高校は制服や頭髪規制がなく、生徒会規約に基づく「申し合わせ事項」が生徒と学校の合意として存在する。2018 年、生徒会はスマホ使用のルール化を検討した。執行委員会はフリートークや意見募集を行い、「授業中の使用禁止」などを盛り込んだ案を総会に諮ったが否決された。その後、生徒会長の拒否権発動で臨時生徒総会が開かれ、議論を経て可決された。この過程ではスマホ使用のルール化が「自由を損なう」「規範として必要」との賛否が交錯し、最終的には「意識を高める契機」として合意形成が図られた。

一方、2023 年にはスマホ使用のルールを含む「申し合わせ事項」を全廃することが検討され、生徒の自律を重視する「生徒原則」が制定された。これは「自主自律の精神」「倫理観の涵養」「自由な高校生活」を掲げ、ルール化そのものを目的とせず、よりよい学校生活の実現のための手段と位置づけた。教師は生徒の議論に介入せず、結果を尊重する立場をとりつつ、時に結論に違和感を抱きながらも「待つ支援」「聴く支援」に徹していた。ここには、生徒の自治を尊重する一方で、自律性をどう育むかに直面する教師の専門性が問われていることが示される。

この事例分析からは二点が指摘できる。第一に、校則改正を通じて生徒が課題解決に取り組み、熟議による正義並びに公共圏が形成された点である。これは教育固有の価値実現を目指す自律的な「自治法化」であり、生徒の参加と協働を基盤とする。第二に、その過程で教師は「待つ支援」「聴く支援」に徹し、生徒会が自主的に討議する場を保障した。教師は専門的見解を持ちながらも結論を尊重する姿勢を示し、公共圏の成立を支えた。

ただし課題も多い。生徒は規則化を志向する傾向があり、「自由な校風」との乖離、矛盾、葛藤が生じる。教師の意図と生徒の受け止めがずれることも少なくない。また、熟議の水準が必ずしも深まらず、規則を形式的に整備する方向に傾く危険もある。さらに、校則改正の意義を継続的に保障する仕組みづくりも課題である。

結論として、S 高校の実践は、生徒自治に基づく校則見直しが公共圏の創出につながりうることを示している。そこでは、生徒と教師が対話を通じて市民性を育み、教育の「学びの二重性」（川中 2015）を体現する。しかし同時に、生徒の自律性をどう育むか、熟議をいかに深化させるか、また一過性に終わらせない制度設計が課題である。今後の校則改正の方法論は、制度的保障とともに、熟議に基づく公共圏創出と正義の形成を重視し、生徒会による自主的ルール形成を学校文化として根付かせる方向を探る必要がある。

〔引用・参考文献〕

川中大輔（2015）「社会で展開されるシティズンシップ教育」日本シティズンシップ教育フォーラム
編『シティズンシップ教育で創る学校の未来』（東洋館出版社）

【第 2-5 分科会】

こども大綱策定・推進にみる子どもの権利保障に向けた可能性と課題

鈴木草宮駒（名古屋大学大学院）

1. 本発表の目的

本発表の目的は、こども施策に関する大綱（以下、「こども大綱」と示す）の策定・推進にみる子どもの権利保障に向けた可能性と課題を、「子どもの意見の尊重」の観点から考察することにある。

2. 研究の背景

2023 年 4 月 1 日に、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）とこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が施行された。特にこども基本法第 9 条では、こども施策を総合的に推進するため、政府に対してこども大綱を定めることが義務づけられた。

こども大綱では、こども施策に関する基本的方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するための必要な事項や、具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。また、少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項、子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を含め、これまで策定された「少子化対策大綱」（2020 年 5 月 29 日閣議決定）、「子供・若者育成支援推進大綱」（2021 年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）、「子供の貧困対策に関する大綱」（2019 年 11 月 29 日閣議決定）を一元化するものとなっている。

こども大綱策定に向けては、こども政策推進会議でこども大綱の案をいかに作成するかが決定され、その長である内閣総理大臣から 2023 年 4 月 21 日に「こども家庭審議会に対する諮問について（依頼）」（こ総政第 21 号）がこども家庭審議会に出された。こども家庭審議会には、基本政策部会、幼児期までのこどもの育ち部会、こどもの居場所部会、科学技術部会、社会的養育・家庭支援部会、児童虐待防止対策部会、障害児支援部会、こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会などが設置され、このうち基本政策部会が中心となりこども大綱策定に向けた具体的審議が行われた。そして 2023 年 12 月 1 日にこども家庭審議会から「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等〜こども大綱の策定に向けて〜（答申）」が出され、こども政策推進会議でこども大綱（案）が作成された後、最終的に 2023 年 12 月 22 日にこども大綱が閣議決定された。

さらにその後、こども大綱の下でこども政策の具体的な取り組みを一元的に示したアクションプランとして、こどもまんなか実行計画 2024（2024 年 5 月 31 日こども政策推進会議決定）、こどもまんなか実行計画 2025（2025 年 6 月 6 日こども政策推進会議決定）が出された。このような経過のなかで、現在では、こども大綱の推進に向けた取り組みが行われている。

こども大綱策定・推進において特筆すべきは、こども・若者の意見反映が重要視され、実際にこども・若者、また子育て当事者の意見を聴く取り組みが行われてきていることである。このことは、子どもの権利条約の 4 つの原則のうち「子どもの意見の尊重」に通底し、子どもの権利保障の観点から注目される。ただし、それが実質的に「子どもの意見の尊重」に繋がるものとして展開されつつあるのかは、詳細に検討していく必要がある。

先行研究では、例えば古田（2024）では、こども・若者の意見反映に向けた政策や取り組みが整理された上で、今後深められるべき論点が指摘されている。具体的には、子どもの意見表明・参加が子

どもの最善の利益の保障に結実するかについてや、それを実質的に可能とする条件整備及び評価の在り方が挙げられている（58-59 頁）。また、川口（2024）では、こども基本法とこども大綱に、子どもの権利規定が個別になされていないことや、子どもコミッショナー（政府から独立して子どもの権利保障に向けた提案や勧告を行う第三者機関）の設置の見送りが挙げられている（56 頁）。こうした研究における子どもの権利保障に向けた課題の分析は示唆的であろう。

他方で、先行研究ではこども大綱の策定過程及び、その推進に向けたこどもまんなか実行計画までは十分検討されているとは言い難い。それにより、現在までにこども大綱がどのように機能しつつあるのか／ないのか、その進捗状況までは十分捉えられていないように思われる。こどもまんなか実行計画は毎年改定され、こども大綱は策定した 5 年後には見直されることとなっている。こうした検証は奏功し、実質的に子どもの権利を保障することになり得ているだろうか、またなり得るだろうか。そのため、こども政策の展開を見据えていく上でも、現時点での動向を捉えておく必要はあろう。

3. 分析対象

本発表では、こども大綱（2023 年 12 月 22 日閣議決定）及びこどもまんなか実行計画 2024（2024 年 5 月 31 日こども政策推進会議決定）、こどもまんなか実行計画 2025（2025 年 6 月 6 日こども政策推進会議決定）と共に、その作成過程を分析する。主として基本政策部会に着目し、そのアーカイブ配信動画及び議事録、配布資料を中心素材としたい。

4. 引用文献

川口洋誉「こども基本法と『こども大綱』」（『季刊教育法』第 222 号、エイデル研究所、2024 年）54-57 頁。

古田雄一「子どもの意見表明・参加をめぐる課題と展望—近年の制度的・政策的動向に焦点づけて」（『教育制度学研究』第 31 号、日本教育制度学会、2024 年）49-63 頁。

付記：本発表は、拙稿「こども大綱策定にみる子どもの権利保障に向けた可能性と課題—『子どもの意見の尊重』の観点から—」（『教育におけるアドミニストレーション』第 26 号、2024 年）2-12 頁を大幅に修正したものである。

【第 2-5 分科会】

アイヌに対するステレオタイプから脱却し、マジョリティの特権性を理解する授業開発

ー今を生きるアイヌの多様性に着目してー

水上嘉斗（北海道教育大学札幌校・学生）

(1)研究目的

本研究は、アイヌ文化に対する社会の認知度が高まっている一方で、アイヌに対するステレオタイプの見方が依然として残っていることに対して、「今を生きるアイヌの多様性」に着目することで、その背景に潜むマジョリティの特権性を理解し、現代社会で抑圧や差別を許さずに他者の人権を尊重できる子どもを育成できる授業の開発を目指す。

(2)研究背景

3 年次での教育実習時に使用した副読本の中で「北海道で一番古い祭り」として和人の祭りが描かれていた。それに対して、「アイヌの祭りの方が古いのでは？」という疑問が湧いた。この疑問がアイヌ教育について考える最初の研究動機である。

その後、研究を進める中で、北海道で行われてきた様々なアイヌ学習実践に触れた。しかし、アイヌ文化理解や歴史理解にとどまる実践が多く、今を生きるアイヌの姿が限定的に描かれていたり、そもそも描かれていなかったりすることが多かった。その状況では、子どもが持つ現代を生きるアイヌに対するステレオタイプイメージが払拭されずに、「アイヌが現代社会にはいない」というような認識を獲得してしまう可能性があると考えられ、そこから抑圧や差別が助長・再生産される危険性がある。

加えて、アイヌにルーツを持つ子どもが学習に参加しているという前提で実践が構成されていることが少なく、その場にいるアイヌの肯定的な自己アイデンティティの形成を阻害しているという問題点もある。

(3)研究の意義・位置づけ

本研究では、これまで実践・研究されてきたアイヌ文化・歴史を理解する学習を踏まえ、今を生きるアイヌが抱える生きづらさや差別問題、アイヌの生き方の多様性に着目し、それらの抑圧や差別がアイヌ自身だけの問題ではなく、和人側の問題でもあり、その抑圧や差別にはマジョリティの特権性が潜んでいると認識できるような学習を構成する。それによって、和人の子どもは「自身の特権性を認識し、内省的な思考を獲得」し、アイヌの子どもは「自らの生き方を肯定的に捉え、抑圧や差別への抵抗に動機づけされる」と考えられる。

参考文献

太田満：「多民族学習としての小学校歴史学習ーアイヌ史の位置づけを中心にー」（2012）、日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.117

中山京子：『先住民学習とポストコロニアル人類学』（2012）、御茶の水書房

石原真衣：『アイヌからみた北海道一五〇年』（2021）、北海道大学出版

北原モコットウナシ：『アイヌもやもやー見えない化されている「わたしたち」と、そこにふれてはいけない気がしてしまう「わたしたち」の。』（2023）、303BOOKS

【第 2-6 分科会】

日本の教育政策における「新自由主義」の展開過程

—臨時教育審議会の政策動向を手掛かりに—

近藤真鈴（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

本研究は、臨時教育審議会（以下、「臨教審」と略す。）の政策動向を分析することを通し、日本の教育政策における「新自由主義」的傾向の展開、またそれと並行して隆盛するシティズンシップ教育にまつわる政策動向を考察することを目的とする。

戦後の教育政策を語る上で、臨教審への言及を避けて通ることはできない。今日の教育学領域の論考においては、「臨教審以降」や「ポスト臨教審」といった表現が散見される。（例えば羽田 1993; 文部科学省 2001; 広田 2019）。臨教審は、1984 年に当時の中曽根康弘首相によって設置された内閣直属の諮問機関であり、1984 年から 1987 年までに公表した全 4 回の答申を通して、生涯学習体系への移行や個性重視の原則を始めとする教育政策の具体的内容及び方針を提言した。臨教審の提言内容や政策形成手法には、成否双方の意見が見られる一方、今日の教育政策に大きな影響を及ぼしている点には合意がある。一方で、各政策が提言後直ちに実現したわけではないことを踏まえると、今日広範な政策にその提言内容が反映されているという事実は興味深い。本研究では、以上に見た臨教審のパラドキシカルな特徴を踏まえ、その提言が政策として実現するまでの過程と、その実現要因を後押しする教育政策における「新自由主義」の展開に影響を与える過程を分析するべく、以下の作業を試みる。

一点目に、臨教審を戦後日本の教育改革史及び 1980 年代以降の英米において展開した新自由主義的教育改革史上に位置付け直すと共に、本研究が依拠する「新自由主義」の定義として「ロールバック（撤退型）新自由主義」及び「ロールアウト（伸展型）新自由主義」という 2 類型を確認する。この類型は、Harvey（2005=2007）を精緻化した Peck and Tickell（2002）において提唱されたものである。前者の「ロールバック（撤退型）新自由主義」は、福祉国家からの「撤退」と、国家による介入の双方を並行して進め、制度や慣習を破壊してゆく性質を持つ。しかしながら、既存の体制の破壊は社会不安を招くため、家族や国家といった保守的な価値も強調される（久保田 2024: 21）。

この「ロールバック新自由主義」の弊害を克服するために登場してくるのが後者の「ロールアウト（伸展型）新自由主義」である。この傾向は、英国ブレア政権、米国クリントン政権などの中道左派に確認できる（久保田 2024: 22）。「ロールアウト新自由主義」は、社会支出の抑制が継続しているという点で新自由主義であると言えるが、「ロールバック新自由主義」とは異なり、その弊害である格差拡大等の社会的不正を「市民社会組織（コミュニティ）」を用いて軌道修正しようとする動きが見られる。そしてこの「ロールアウト新自由主義」において、国家は「市場以外のコミュニティ」を活性化させ、それを評価し、コミュニティに参加する主体の創出に取り組む（久保田 2024: 23）。本研究では、これらの概念を用い、日本の教育政策における「新自由主義」の動向を描出してゆく。

続けて、本研究では、臨教審が戦後日本の教育改革を主導した文部省—中央教育審議会—文部省による政策形成の歴史と、英米における「ロールバック新自由主義」的な教育改革動向の延長に誕生するまでの過程を分析する。さらに、臨教審の置かれた社会的文脈に着目しながらその設置概要を見てゆく。この作業により、臨教審が中曽根行革の一環として設置されたことが明らかになる。また先行研究を検討し、臨教審の成果に遅効性が認められること、そしてその成果を捉えるためには答申が政

策に結実するまでの時間差を精緻に分析する必要があることが示される。

二点目に、以上に見る政治的・思想的展開を具体的に把握するため、学校選択制を例に、臨教審の答申が政策として実現するまでの流れと、その中で「新自由主義」が展開する過程、また今日の教育政策においてより広範な政策に「新自由主義」が展開し、とりわけ「主権者教育」、「生涯学習」、ボランティアの奨励といった市民教育への注力がなされる様相を概観する。

以上の分析を通し、本研究では臨教審の提言が政策として実現する経緯に日本の教育政策における「新自由主義」の2類型が展開する過程を見出すことを試みる。加えて、今日では「新自由主義」がより広範な政策、とりわけ「市民社会組織（コミュニティ）」の活性化に資する政策の隆盛に影響を及ぼしていることを明らかにする。

参考文献

- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford: Oxford University Press. (渡辺治監訳, 森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳, 2007, 『新自由主義—その歴史的展開と現在—』作品社.)
- 羽田貴史, 1993, 「自由化論と公教育論の課題（教育における「公」と「私」＜特集＞）」『教育 社会学研究』(52):20-35.
- 広田照幸, 2019, 「現代日本の教育改革と社会変動」『日本教育学会大会研究発表要項』78: 9- 10, (2024 年 12 月 8 日取得, https://doi.org/10.11555/taikaip.78.0_9).
- 久保田貢, 2024, 『ロールアウト新自由主義下の主体形成—学習指導要領の「ことば」から—』新日本出版社.
- 文部科学省, 2001, 「教育制度分科会（第 1 回）配付資料 資料 3 臨教審以降の教育改革の主な施策の概要」, (2024 年 12 月 8 日取得, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/attach/1420788.htm).
- Peck, Jamie and Adam Tickell, 2002, “Neoliberalizing Space,” *Antipode*, 34 (3): 380-404, (Retrieved December 10, 2024, https://www.researchgate.net/publication/227652742_Neoliberalizing_Space).

【第 2-6 分科会】

H・アーレントの政治思想とその実践的展開に関する研究 ーアaron・シュッツ (Aaron Schutz) の理論と実践に着目してー

深谷周平 (広島大学大学院・学生)

(1) 研究の目的

本研究の目的は、思想家ハンナ・アーレント (Hannah Arendt 1906-1975) の公共性論の実践的展開の意義と課題を明らかにすることにある。そのために着目するのが、米国で地域社会の公共空間を創り出すアクチュアルな政治経験によって政治的技術の獲得を志向する理論と実践の解明に取り組むアaron・シュッツの研究である。

(2) 研究の背景

- ・日本型福祉国家体制の崩壊とグローバル化による市民的公共性への転換と公共空間を志向する市民性の涵養
- ・地域社会における住民自治の衰退による、子ども・若者の地域社会での活動の拠点となる居場所の喪失

(3) 研究方法

1. 先行研究において応用されてきた公共性論を整理し、アーレント公共性論の意義を明らかにする。
さらにアーレントの公共性論に着目し、実践的に応用してきたシティズンシップ教育論と生活指導論におけるアーレント公共性論の位置づけを明らかにする。
2. 国内のアーレント公共性論の実践的展開とは異なり、地域社会を舞台とするプロジェクト学習であるパブリック・アチーブメント実践、地域づくり実践であるコミュニティ・オーガナイズング実践でアーレントの公共性論の応用可能性を模索する米国の教育学者アaron・シュッツの理論と実践を明らかにする。
3. シティズンシップ教育論と生活指導論を中心とする先行研究に対するシュッツの理論と実践の意義と課題に関して考察を行う。

(4) 研究の意義

論争的課題をめぐる価値対立を巡る学習を通じて公共性を志向する政治的判断のできる市民性の涵養、実社会における子ども・若者の実際の政治参加を通じて学校内外で公共空間を追求してきたシティズンシップ教育論や、教室や学校内での複数性と差異に根ざす公共空間の現実化に取り組むことを通じて、民主的人格の形成に取り組んできた集団づくり実践に重点を置いてきた生活指導論とは異なる、米国でのアーレント公共性論の地域社会実践での実践的展開を検討し、民主主義教育におけるオルタナティブなアーレント公共性論の意義と課題を提示する点に本研究の意義が見出される。

【第 2-6 分科会】

社会科教育学研究における歴史と政策の結びつき —内海巖による社会科成立期の学習指導要領に関する研究の場合—

釜本健司（新潟大学）

日本社会の成員として必要不可欠な資質・能力の育成をめざすシティズンシップ教育のうち、特に知識やスキルの意図的・計画的な育成を主に担っている教科が社会科である。この教科の教育目標・教育内容の編成基準は社会科学学習指導要領にもりこまれている。この社会科学学習指導要領はどのように研究されてきたか。本発表の目的は、内海巖の学習指導要領研究の内容を検討することにより、この問いに答えることにある。

このような問いをたてて内海による社会科成立期の学習指導要領に関する研究を論じようとする理由は、内海が社会科教育学を研究する学会の草創期において広く社会科教育を論じてきたことに加え、社会科成立期の学習指導要領である 1951 年版の学習指導要領についても、論文「社会科の展開に関する一試論」（内海 1963）などで、過去の社会科学学習指導要領を対象とした最も早い時期の研究の一つとして位置づけられる議論を展開しているためである。

ただし、この研究をはじめとする内海による社会科成立期の学習指導要領についての研究は、その後の成立期社会科学学習指導要領を対象とした社会科教育史の代表的な研究（片上 1993, 木村 2006, 谷本 1987）においても、先行研究として位置づけられていない。その主な理由としては、次の二点が考えられる。一点目は、前述の諸研究における先行研究分析の始点が概ね 1970 年代以降にあることに求められる。二点目としては、前述の諸研究における成立期の学習指導要領社会科をめぐる考察は、学習指導要領策定当事者の論考を多数精緻に分析した結果としてなされている一方、内海はこの時期の学習指導要領策定の当事者ではなかったため、内海による一連の研究は分析資料としても位置づけられなかったと考えられるためである。

ただし、本発表で主な分析対象とする内海（1963）は、社会科の展開と題して、1951 年版の学習指導要領をめぐる研究を行なっている以上、それは、現在と直接つながる「政策」としての研究というより、これまでの社会科の歴史として、当時の学習指導要領を捉えようとした志向を有していたとはいえないだろうか。本発表では、こうした問題意識に基づき、社会科教育学の草創・成立の様相、および社会科教育学における「政策」に関する研究と歴史研究の「結びつき」の一端の把握を試みる。なお、発表内容の詳細は当日配付の資料を参照されたい。

【文献】

- 内海巖（1963）「社会科の展開に関する一試論—昭和二十六年度社会科の性格論について—」日本社会科教育研究会『社会科研究』第 11 号, pp.2～10
- 片上宗二（1993）『日本社会科成立史研究』風間書房
- 木村博一（2006）『日本社会科の成立理念とカリキュラム構造』風間書房
- 谷本美彦（1987）「初期社会科教科課程史研究（Ⅰ）—初期社会科の概念と分析視角—」『宮崎大学教育学部紀要 社会科学』第 61 号, pp.99-110